【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月27日
【発行者の名称】	寶結株式会社 （Houyou Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　福岡　広大
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号
【電話番号】	（０９３）５６２－３７５５
【事務連絡者氏名】	取締役　管理統括　管理本部長　原　英明
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　永堀　真
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号 虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	寶結株式会社 https://houyou.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第３ ４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期	第11期	第12期
決算年月		2024年8月	2025年8月	2026年8月
売上高	（千円）	718,702	819,736	1,346,923
経常利益	（千円）	15,564	51,851	17,540
当期純利益	（千円）	9,665	37,903	11,536
純資産額	（千円）	52,161	90,064	101,601
総資産額	（千円）	556,829	443,599	962,462
１株当たり純資産額	（円）	43.47	75.05	84.67
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益	（円）	8.05	31.59	9.61
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	9.18
自己資本比率	（%）	9.4	20.3	10.6
自己資本利益率	（%）	20.4	53.3	12.0
株価収益率	（倍）	－	－	104.02
配当性向	（%）	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	8,298	42,389	46,488
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△27,957	△143,735	△28,580
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△3,230	20,234	12,649
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	130,014	48,901	79,458
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	30 (9)	30 (20)	46 (15)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

３．当社は、2025年11月28日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益並びに潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。

４．第10期から第12期まで無配のため、１株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。

５．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第10期は潜在株式が存在しないため、第11期は潜在株式が存在するものの当社株式が非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。第12期については、2026年４月24日に上場したため、上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

６．第10期及び第11期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

７．従業員数は各事業年度末の就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、各事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

８．第11期の財務諸表については、上場申請時に如水監査法人の監査を受けておりますが、第10期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2【沿革】

2014年12月	福岡県北九州市小倉北区西港町においてHouyou株式会社を設立（資本金2,000千円） システム開発事業を開始（現　ＤＸ事業部門エンジニアリングサービス）
2016年６月	コワーキング運営事業を開始（現　ＤＸ事業部門ＢＯＰサービス）
2017年４月	東京都江東区に東京事務所を開設
2018年１月	電気通信事業を届出（届出番号H-29-01478）
2018年４月	北九州市創業支援施設「COMPASS小倉」指定管理事業を開始
2018年８月	ネットワーク事業を開始（現　インフラ事業部門ネットワークサービス）
2018年９月	労働者派遣事業許可を取得（許可番号　派 40-301386）
2018年10月	一燈株式会社のＳＥＳ部門を譲受し、システムエンジニアリングサービス事業を開始（現　ＤＸ事業部門エンジニアリングサービス）
2019年９月	東京事務所を東京都渋谷区に移転、東京オフィスに改称
2021年９月	商号を寶結株式会社に変更
2021年12月	資本金を10,000千円に増資
2021年12月	本社を福岡県北九州市小倉北区魚町に移転
2021年12月	プライバシーマークを取得（登録番号　第 18820378(01)号）
2023年４月	有料職業紹介事業許可を取得（許可番号　40-ユ-301353）
2024年２月	佐賀県鳥栖市に鳥栖オフィスを開設
2024年７月	福岡県北九州市小倉北区浅野に開発センターを開設
2025年９月	本社を福岡県北九州市小倉北区浅野に移転
2025年９月	東京オフィスを東京都中央区に移転
2025年９月	株式会社ネクストコミュニケーションよりＥＣ運営事業、ファンクラブ事務局運営事業及びイベントシステム事業を譲受
2025年11月	普通株式１株につき３株の割合で株式分割を実施
2026年４月	株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Market及び証券会員制法人福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場
2026年６月	開発センターを福岡県北九州市小倉北区浅野のあるあるCityに移転
2026年９月	株式会社Village AIよりデータ分析事業を譲受

3【事業の内容】

（事業戦略）

当社は、ＩＴ企業として、「人々の営みを、デザインする。」というビジョンを掲げ、単にＩＴシステムを開発するだけでなく、そのシステムを利用する人々の働き方や生活そのものをより豊かにすることを目指しています。このビジョンこそが、当社の事業活動すべての原点であり、共感と信頼を生むブランドの源泉となっています。

当社は、公共関連へのサービス（自治体ＤＸ）を基盤とした安定収益、スタートアップ支援による成長エンジン、ファン／コミュニティ形成による差別化と継続収益という三本柱を中心に、最新技術を積極的に取り入れた高度人材育成と、戦略的パートナーシップを活かした機動的な成長戦略を推進しています。

さらに、社会課題解決・地域創生との高い親和性を持つ事業領域により、長期的かつ持続可能な成長が期待できます。

これらの強みは、「持続可能で独自性のある事業モデル」として、当社の高い競争優位性を示すものです。

(1) 公共関連へのサービス（自治体ＤＸ）による安定収益基盤

行政機関や大手通信事業者をはじめとする公共関連事業者向けに、システム導入やＤＸ支援を多数実施してきました。北九州市をはじめ地方自治体との長年の関係性により、景気変動に左右されにくい安定収益を確保しており、当社の持続的成長を支える安定した土台を築いています。

(2) スタートアップ支援を通じた成長エンジン

創業支援・資金調達・開発支援など、スタートアップの事業立ち上げを伴走支援する豊富な実績があります。成長市場に直接関与することでハイリターン案件を取り込み、当社の次なる成長を牽引する原動力となっています。

(3) ファン／コミュニティ形成による差別化と継続収益

ファンクラブ運営による「ユーザー参加型」の仕組みを提供できることに加え、顧客がファンとして関わり続けたくなる仕組みづくりを強みとしています。こうした強みを活かしたコミュニティ運営により、顧客の信頼や愛着を深め、サービスを長く利用してもらえる関係を築くことで、差別化と継続的な収益の確保につなげています。

(4) 高品質な人材育成と最新技術の積極活用

プロジェクトマネジメントや顧客対応に優れた少数精鋭の人材育成体制を確立しています。最新技術を積極的に取り入れる取り組みによって、ＤＸ・ＡＩ領域の高度人材を育成・確保しています。業務やサービスの仕組みを分かりやすく設計し、顧客ニーズを的確に把握することで、顧客満足度を高め、高付加価値なサービスの提供を実現しています。

(5) 戦略的パートナーシップと機動力を活かした成長戦略

公共関連事業者や上場企業、スタートアップとの協業を通じた戦略的パートナーシップを積極的に構築しています。市場環境の変化や新技術の登場に迅速に対応し、Ｍ＆Ａや新規事業への投資を機動的に実行できる体制を整えています。

こうした柔軟かつ先進的な成長戦略は、持続的な事業拡大と競争力強化を可能にします。

(6) 社会課題解決と地域・社会への貢献

人口減少や労働力不足といった社会課題を、自治体や地域事業者と連携したデジタル化支援や地域産業の活性化によって解決しています。これにより、地域・社会において、人々の暮らしの習慣や文化として根づき、地域・社会に不可欠な存在であり続けます。

当社の経営理念は以下の通りです。

・ビジョン（将来像）： 人々の営みを、デザインする。
・ミッション（存在意義）： 技術を駆使して、地域・社会を豊かにする。
・バリュー（社是）： 感謝・想造・共感。

社員憲章:

我々は物事を多面的或いは、全面的に見ることを追求し続けます
我々は変化の中で我々が追求すべき価値を見出し続けます
我々は物事に想造力を働かせ価値と幸福を実現する術を見出し社会に貢献し続けます

（具体的な事業内容）

当社は「人々の営みを、デザインする。」というビジョンの下、情報サービス事業を展開しています。情報サービス事業は単一セグメントとして位置付けており、事業は大きくＤＸ事業部門（エンジニアリングサービス／ＢＯＰサービス）及びインフラ事業部門（ネットワークサービス）の２事業部門３サービスで構成されています。

当社の特徴は、ＢＯＰ（Business Operation Provider：業務の実行・運営）／エンジニアリング（業務要件のＩＴ化・システム実装）／インフラ（ネットワーク・端末・ＩｏＴ等の現場実装と安定稼働）の三機能を連動させ、業務課題の抽出から実装・運用・改善までを循環させる「三位一体モデル」にあります。

具体的には、ＢＯＰサービスが現場業務の運営を通じて課題と運用データを把握、分析し、その知見をエンジニアリングサービスの要件定義・設計へ反映します。さらに、エンジニアリングサービスで構築した仕組みをネットワークサービスが現場環境に実装し、安定稼働（監視・保守・運用）を担保します。

運用から得られるデータと改善知見はＢＯＰサービスへ還流し、ＫＰＩ（Key Performance Indicator）に基づく改善を継続します。これにより、単発の導入に留まらない定着・改善の再現性を高め、顧客との継続的な価値創出と複合的な収益構造（プロジェクト／マネージド／保守監視／トランザクション等）を形成しています。

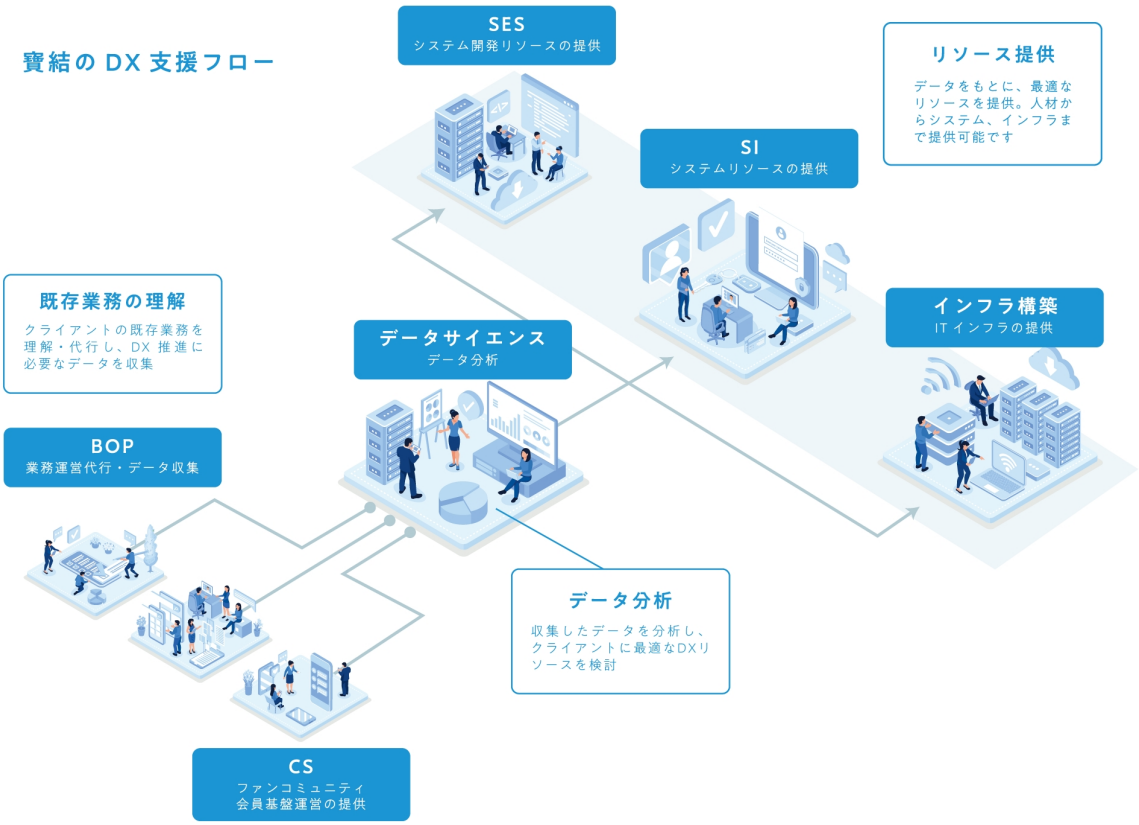

事業部門	サービス	主な事業内容
ＤＸ事業部門 （63.1%）	エンジニアリングサービス （29.2%）	システムエンジニアリングサービス（ＳＥＳ）（19.6%） システム受託開発、保守（8.1%） 技術者派遣（1.5%）
	ＢＯＰサービス （34.0%）	コミュニティ運営（注）２・コワーキング施設運営（23.3%） 常駐ヘルプデスク（7.5%） 業務コンサルティング（3.2%）
インフラ事業部門 （36.9%）	ネットワークサービス （36.9%）	機器設定・保管・配送（30.0%） ネットワーク設計・施工・保守・運用（2.3%） 機器保守・カスタマーサービス（4.6%）

（注）１　（　　）は当期（2026年８月期）全社売上高に対する割合です。

２　2025年9月1日に株式会社ネクストコミュニケーションからコミュニティ運営サービス（ＥＣ運営事業・ファンクラブ事務局運営事業・イベントシステム事業）を譲り受けております。

［事業系統図］

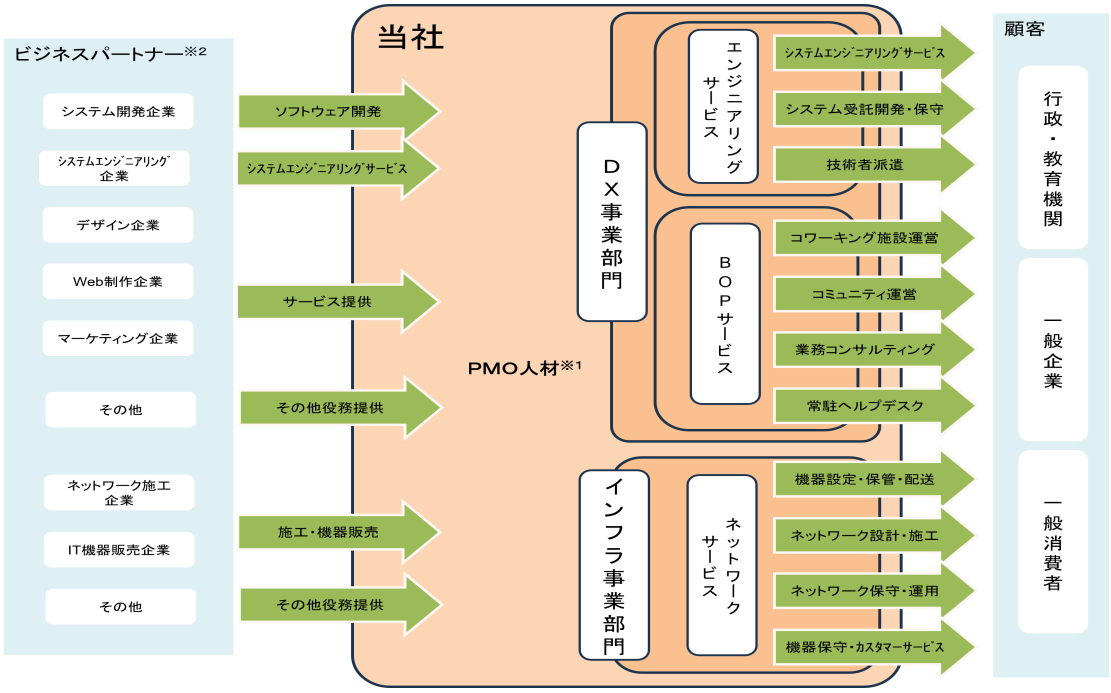

※１　ＰＭＯ人材

当社は顧客プロジェクトに対し、ＰＭＯ(Project Management Office) 人材を提供して、プロジェクト全体の計画・品質・コスト・進行管理を実務的に支援しています。ＰＭＯ人材は、顧客のプロジェクトチームに直接参画し、次のような役割を担います。

①プロジェクト統制支援：進捗・課題・リスク・品質・コストを一元的に管理し、プロジェクトの確実な遂行を支援します。

②業務運営の標準化：工程や成果物の整合を図り、顧客組織の業務プロセスを安定化させます。

③関係者調整とレポーティング：顧客側の各部門・外部委託先を含む関係者間の調整及び会議体運営を実施します。

④価値提供の実現：単なる進捗管理ではなく、業務効率化や成果創出など、顧客の経営目的達成に直結する支援を行います。

※２　ビジネスパートナー

当社の「ビジネスパートナー」は、一般的な外注先や協力会社を指しますが、顧客への価値提供を当社と共に担う協働主体として位置づけています。

当社が提供するＰＭＯ・エンジニアリング・業務コンサルティング等の各サービスにおいて、必要な専門スキルやリソースを補完し、プロジェクト成功に向けた協働を行います。

〔ＤＸ事業部門〕

当事業部門は、行政機関や民間大手企業を主な顧客とし、公共分野での安定収益と成長領域での新規機会創出を両立することを特色としております。コンサルティングから開発・運用に至るまでを一貫して提供する「ワンストップ体制」を確立しており、エンジニアリングサービスとＢＯＰサービスで構成されています。

当事業年度では売上高850百万円となっており、当社売上高の63.1%を占めています。

（エンジニアリングサービス）

１．サービスの概要

当社ＤＸ事業部門の中核的な提供領域であり、顧客の業務要件をＩＴソリューションへ具現化し、運用に耐えうる品質で安定稼働させることを目的とします。

要件定義から設計、開発、検証、導入、移行、保守に至るまでを包括して提供し、現場実務との整合性を重視した高品質な成果物を納めます。

ＢＯＰサービスで得られた現場知見を設計工程へ反映することで、実務適合性の高いシステム構築を実現しています。

・主な取引先：地方自治体・大手製造・情報通信企業等
・取引社数　：約60社
・関与人員　：約40名（当社社員及びビジネスパートナー）

・当期売上高：393百万円（全社売上高割合29.2%）

2．提供内容

①システムエンジニアリングサービス（ＳＥＳ）：当期売上高：264百万円（全社売上高割合19.6%）

主に準委任契約に基づき、顧客プロジェクトへの常駐を含む人員提供により、開発・導入・保守の実務を支援します。プロジェクトの規模や工程に応じて、プロジェクトマネージャー（ＰＭ）、プロジェクトリーダー（ＰＬ）、システムエンジニア（ＳＥ）、プログラマー（ＰＧ）等を編成し、技術支援のみならずプロジェクト統制機能も担います。また、ＰＭＯ（Project Management Office）機能の提供により、

・進捗管理
・品質管理
・コスト管理
・リスク管理
・ベンダーコントロール

を体系的に実施し、プロジェクト全体の可視化と統制を行います。

これにより、大規模案件や複数ベンダーが関与する案件においても、品質と納期を担保する体制を構築しています。

当社のＰＭＯ機能は、ＢＯＰサービスで培った業務理解と結合することで、単なる工程管理に留まらず、業務成果に直結するプロジェクト運営を可能としています。

②システム受託開発・保守：当期売上高：108百万円（全社売上高割合8.1%）

主に請負契約に基づき、要件定義、基本設計、詳細設計、開発、結合・総合テスト、導入、移行、運用移管、SLAに基づく保守・改善提案まで、開発ライフサイクル全体を包括的に提供します。

設計段階では運用を見据えたアーキテクチャ設計を重視し、将来的な拡張性や改善容易性を確保します。

また、顧客個別の要件に応じたフルスクラッチ開発に加え、当社が自社開発した技術を組み合わせることにより、導入期間の短縮及び費用対効果の向上を図ります。

具体的には、オンライン待合システム「Match AI」及び生成ＡＩ活用サービス「4U Brain」等の自社技術を個別開発案件に組み込む形で提供しております。これらは単体の汎用パッケージソフトウェアとして大量販売を主目的とするものではなく、顧客の業務要件に応じて当社のＢＯＰサービスや既存システムと連携させ、必要に応じてモジュール化・標準化を図ったうえで提供するものです。

ＢＯＰサービスで蓄積した業務運用知見を基に機能を整理・汎用化し、特定案件で得られた成果を当社独自の技術群として個別開発と合わせて展開しています。



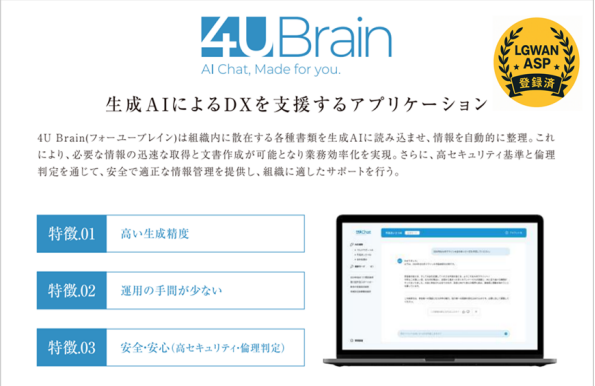

③技術者派遣：当期売上高：20百万円（全社売上高割合1.5%）

労働者派遣契約に基づき、顧客の指揮命令下において当社社員である専門技術者を配置し、特定工程または専門領域における実務を支援します。

当社の技術者は、

・アプリケーション開発
・インフラ構築・運用
・テスト設計・品質検証
・システム移行対応
・業務システム運用支援

等の分野において実務経験を有しており、顧客の開発体制や運用体制に組み込まれる形で即戦力として機能し、単なる人員補充ではなく、プロジェクトの安定稼働を支える専門リソースとして、納期遵守及び品質確保に寄与します。

また、派遣期間中に蓄積された業務理解や技術知見は、将来的な受託開発やＢＯＰサービス案件への展開にも活用され、三位一体モデルの循環に資する役割を果たします。

さらに、技術者派遣は当社のエンジニアリング力を市場に展開する基盤機能として位置づけられ、将来的な受託開発案件や包括支援案件への接続を生み出しています。

3．提供体制

ＰＭＯによるプロジェクト統制を標準で配置し、進捗・品質・コスト・リスクの四つの観点で管理を行います。主要な開発・検証は内製を基本とし、必要に応じて厳選したビジネスパートナーを補完的に活用します。開発プロセスやテスト基準、運用手順の標準化を通じて属人化を排し、再現性ある納品を実現します。さらに個人情報保護や情報セキュリティを運用基準に組み込みます。

4．収益モデル

プロジェクト単位の請負契約、準委任（人月単位）、保守の月額契約等、案件特性に応じた契約形態を採用します。自社プロダクトを組み合わせる場合はサブスクリプション等の継続収益を含めた複合的な収益構造となります。

5．提供価値・導入効果

運用を見据えた設計により導入後の手戻りを減らし、ＰＭＯによる統制で大規模案件における品質と納期を担保します。プロダクトとカスタマイズを組み合わせることで、標準導入による短期化と必要最小限のカスタマイズによる高い費用対効果を提供します。加えて、ＢＯＰサービスで得た現場知見を設計に反映することで実務適合性を高めます。

6．エンジニアリングサービスの実績例

・地方自治体向け感染症対策業務向けＷｅｂシステム（感染症追跡業務のＷｅｂ化）
・地方自治体向け特別定額給付金支援アプリ（振込業務支援アプリ構築）
・ネットバンキングアプリ開発（iOS／Androidアプリの追加機能開発・品質管理）
・警察庁向けＡＩ活用講習及びＡＩモデル構築実践講習
・バス運行管理システム（見積・工程管理・請求一元化システム）
・不動産業務プラットフォーム統合（物件共有・内覧・契約管理の統合）
・官公庁向けシステム標準化業務支援（ＰＭＯ・ＳＥの派遣）

大手銀行システム開発支援

ネットバンキングアプリ（iOS/Android）



開発期間：10ヶ月
PM1名、SE2名、PG3名

本来銀行で行う残高照会や振込などをスマホで簡単に行うことができるネットバンキングアプリの開発、運用保守業務を担当。
iOSはSwift、AndroidはKotlinを利用して開発を行っている。

追加機能要件の定義から設計、開発から品質管理までスピード感のあるサポートを実施、お客様より高い評価をいただいております。

データサイエンス・AI活用支援

警察庁向けAI活用講習及びAIモデル構築実践講習



講座監修1名、講師2名

警察庁職員を対象としたAI利活用に関する集中講習（2日間・計16時間）を企画・実施。
最新の生成AIの仕組みや活用方法、行政業務におけるリスク管理、データの取り扱いに関する留意点などを体系的に整理したカリキュラムを作成し、当社データサイエンティストが講師として登壇しました。

講習では、プロンプト設計の基礎から実務シナリオを想定したワークショップまで幅広く網羅。受講者が現場で再現可能な形で理解を深められるよう、具体例を交えながら丁寧に解説し、参加者から高い評価をいただきました。

観光バス事業者デジタル化支援

バス運行管理システム

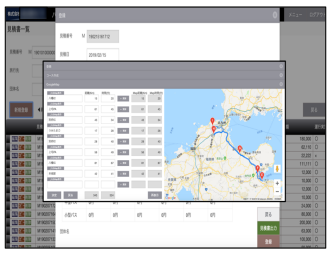

開発期間：12ヶ月（運用保守期間50ヶ月）
PM1名、SE2名、PG5名

業務の大半が紙媒体で管理運営されていた観光バス事業者のデジタル化支援。

引き合い時の見積書作成から受注後の工程管理及び請求書発行、その他付帯する各種帳票を一元管理可能なシステムをフルスクラッチで開発しました。

GooleMapのAPI連携機能により、運行ルートの自動生成および修正の簡易化、また原価積算の自動化を実現し事務作業時間が大幅に短縮されました。

大手不動産サービス統合支援

特別定額給付金支援システム

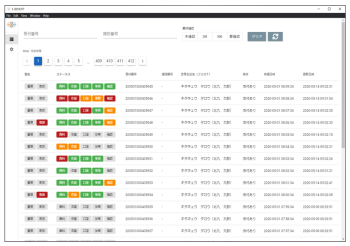

支援期間：3ヶ月
PM1名、SE1名、コールセンター20名

特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）マイナンバーポータル申請分の振込業務支援アプリの開発とコールセンターの立ち上げを3日で実現。

振込業務の管理に必要なデータを庁内で安全に共有管理することが可能。ファイルサーバやNASにアプリを置くだけでデータ共有が可能。インターネット空間にデータを設置しないことによりセキュリティ面を担保。問題のある申請をいち早く検知する機能により、給付金業務の円滑化に寄与しました。

感染症追跡システム



支援期間：40ヶ月
PM1名、SE2名、PG6名、
データパンチャー30名、サポートデスク2名

保健所業務に特化した新型コロナウィルス感染症追跡システムを開発、導入定着と運用を支援。

アナログ作業の負担が大きかった感染症対策業務をWebシステム化。紙ベースでの検査依頼、調査共有、連絡雑務などを減らし、また本システムのデータ入力担当にパンチャーを導入することで保健所職員や医師たちの負担をさらに軽減しました。

不動産物件管理システム統合



開発期間：10ヶ月
PM4名、SE名8、PG30名

物件オーナー、不動産管理/仲介業者、顧客間での物件情報共有や内覧、契約手続きが一気通貫で可能な仲介業者支援プラットフォームのシステム統合を担当。

本来改修に2年ほど要する作業（要件定義～リリース）を10か月で対応。
ハイブリッド（ウォーターフォール、アジャイル）開発を行うことで一定品質を担保しつつスピード感のある構築を実現しました。

（ＢＯＰサービス）

１．サービスの概要

当社独自の「ＢＯＰ(Business Operation Provider)」モデルに基づく業務運営支援領域であり、業務設計から現場での実行・定着、ＫＰＩによる検証・改善までを一体的に提供する実行主導型のサービスです。

従来のＩＴ企業における「納品型支援」にとどまらず、当社は「業務を共に動かす支援者」として、顧客の業務実行フェーズに踏み込み、導入の定着と持続的な成果の創出に責任を持って取り組みます。

本サービスの特徴は、単なる業務代行に留まらず、運用データの収集・分析・改善を継続的に実施する点にあります。具体的には、

・処理件数
・応答時間
・エラー発生率
・業務滞留時間
・顧客満足度指標

等の定量・定性データを体系的に収集し、ＫＰＩとして可視化します。

これらの分析結果に基づき、

・業務プロセスの再設計
・人員配置の最適化
・システム改善要件の抽出
・標準化・効率化施策の実行

を行い、ＰＤＣＡサイクルを高速に回します。

この改善プロセスは、エンジニアリングサービスに還流され、システム設計の高度化へ接続されます。これにより、三位一体モデルの循環を実装レベルで支えています。

・主な取引先：地方自治体、教育機関、地域事業者、スタートアップ企業 等
・取引社数　：約30社
・関与人員　：約30名（当社社員及びビジネスパートナー）
・当期売上高：457百万円（全社売上高割合34.0%）

２．提供内容

①コミュニティ運営／コワーキング施設運営：当期売上高：313百万円（全社売上高割合23.3%）

１）地域イノベーション拠点サービス

当社は、地域における事業創出と活動基盤の形成を目的として、コワーキング施設の運営及び事業創出支援を一体的に展開しています。物理的な活動拠点の提供（ハード機能）と、事業創出・共創支援（ソフト機能）を統合した拠点運営モデルです。

COMPASS小倉（正式名称：北九州テレワークセンター）は、当社参画のCOMPASS共同事業体が北九州市より指定管理業務を受託するとともに、指定管理業務の枠外において自主事業（イベント運営やアクセラレーション等の収益事業）も併行して実施する、スタートアップ支援の中核施設であり、多面的な支援プログラムを通じて、入居企業の事業化・成長及び地域発の事業創出を促進しています。
当社は、指定管理業務としての施設運営に加え
・イベント企画・運営
・アクセラレーションプログラム設計
・事業共創支援
・地域企業連携
等を実施し、事業創出機能を担っています。
これらCOMPASS小倉での運営実績とノウハウを踏まえ、当社直営の拠点として佐賀県鳥栖市に開設したのがNesXt（ネスト）鳥栖です。コワーキングスペース運営を中核とするハイブリッド型の地域イノベーション拠点であり、地域内外へのサービス展開や自社サービスの市場化を図るとともに、地域企業・創業者との連携を通じて地域課題の解決と新たな事業創出を推進します。

（COMPASS小倉でのイベント風景）



（NesXt鳥栖）



2）カスタマーサクセスサービス
2025年９月に株式会社ネクストコミュニケーションより譲り受けた事業を基盤として展開する、顧客接点統合型運営支援サービスです。
当社が定義するカスタマーサクセスサービスとは、顧客企業が保有する会員基盤や顧客コミュニティに対し、顧客体験の向上と収益最大化を目的として、顧客接点の設計・運営・改善を包括的に支援するサービスを指します。
本サービスは、ＳａａＳ分野で用いられる解約防止や利用促進に限定される概念ではなく、オンライン及びオフラインを横断した顧客接点全体を対象とする運営モデルです。
・ＥＣ（Electronic Commerce）運営
・会員・ファンクラブ運営
・イベント販売管理
・決済・物流管理
・顧客サポート
これらを一体的に設計・実行することで、顧客体験を分断させない運営モデルを実現します。
特徴として、
・顧客データの統合管理
　会員情報、購買履歴、来場履歴等を統合管理し、データに基づく改善を継続的に実施します。
・トランザクション最適化
　在庫回転率、販売単価、購入頻度等を分析し、収益性向上を図ります。
・オンライン・オフライン統合運営
　ＥＣとイベント会場運営を一体で管理し、顧客体験の一貫性を確保します。
・責任者配置型マネージド体制
　専任責任者を配置し、運営品質と説明責任を担保します。

・対象業種：大手メディア、大手音楽流通事業者、総合エンターテインメント企業等
・会員数（１顧客あたりの典型レンジ）：数百～数万会員規模
（小～中規模案件から大規模会員基盤まで運営実績あり）
・年間決済規模（1顧客あたりの目安）：数百万円～数千万円
（取扱い品目・イベント頻度により幅があります）
・取扱商品点数（１顧客あたり）：数十点～数千点（ＣＤ／グッズ等の少品種～多品種ＥＣまで）

ファン経済圏の拡大に伴い、オンラインとオフラインを統合した運営需要は増加傾向にあります。本サービスはエンターテインメント分野にとどまらず、スポーツ団体、ブランド事業者、会員制サービス事業者等、会員基盤を持つ事業者全般に展開可能なモデルです。

また、当社の既存事業との間に以下のシナジーを有しています。

・ＢＯＰサービスとのシナジー

当社はこれまで、業務設計から実行・改善までを担うBOPモデルを構築してきました。本サービスは、その運営ノウハウを顧客接点領域に拡張したものであり、責任者配置型マネージド体制やKPI管理の仕組みを活用することで、安定的かつ高度な運営を実現します。

・エンジニアリングサービスとのシナジー

顧客データ（会員情報、購買履歴、来場データ等）を統合的に管理し、分析結果をシステム改修や自社サービスの高度化に反映させます。

当社のエンジニアリング機能を活用することで、運営改善とシステム高度化を一体で推進可能です。

・インフラ事業部門（ネットワークサービス）とのシナジー

イベント会場等の物理環境整備やネットワーク構築をインフラ事業部門と連携して実施することで、オンライン・オフライン統合運営を支える基盤構築が将来的に可能です。

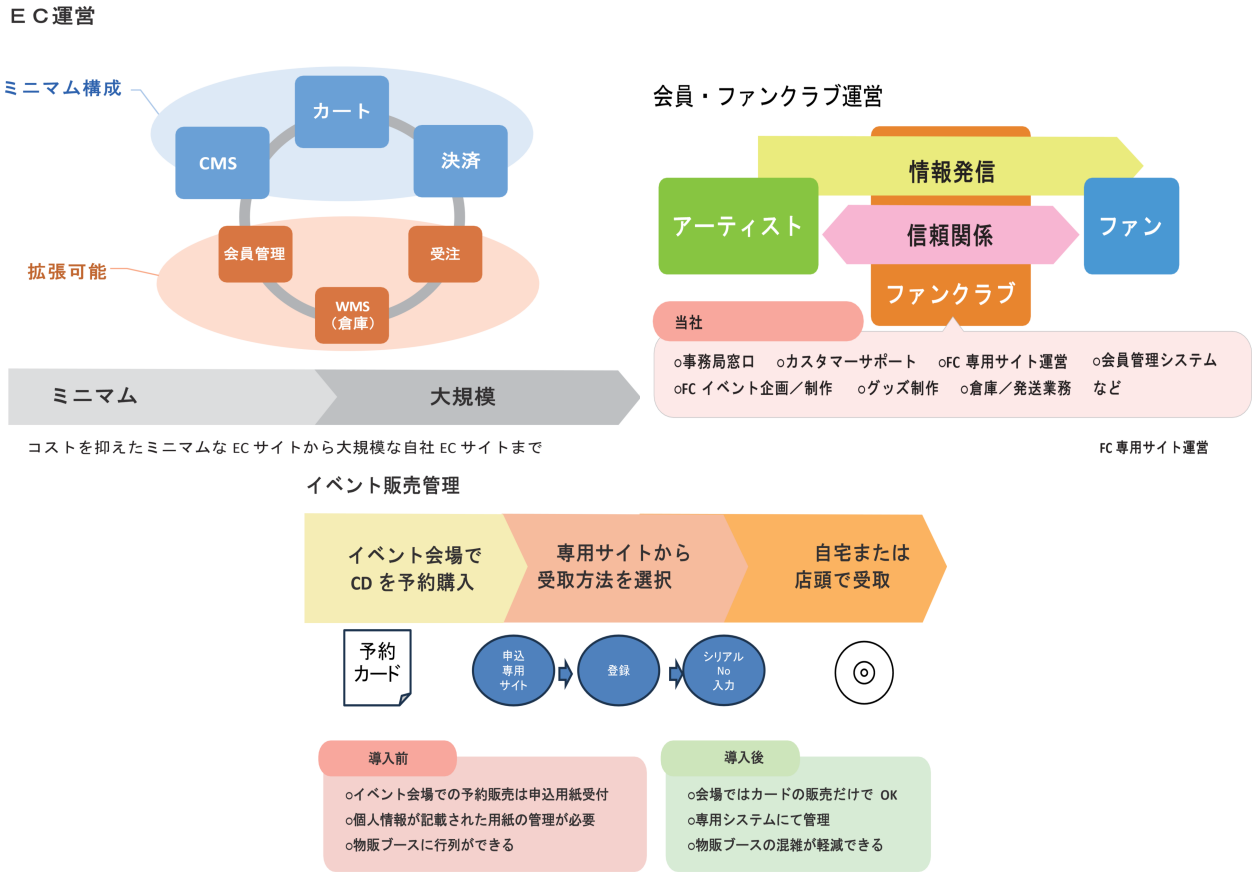

②常駐ヘルプデスク／常駐運用：当期売上高：100百万円（全社売上高割合7.5%）

顧客現場に入り込み、日常業務の代行を継続的に実行します。対象業務は、

・基幹システム運用サポート窓口
・問い合わせ対応
・申請受付業務
・データ入力・登録業務

・コールセンター業務
・オンライン受付業務

等に多岐にわたります。重要案件では当社責任者を配置し、

・SLA／KPIに基づく品質管理
・業務量予測と人員配置最適化
・エスカレーション設計
・障害発生時の統制

等を実施し業務安定化と継続改善を実現します。

（実績例）

・基幹システム運用サポート窓口業務（問い合わせ対応、ベンダー連携、運用改善提案）
・新型コロナウイルス感染者等管理業務支援（データ入力、オンライン診療受付、コールセンター運営）
・中小企業向けＤＸ相談窓口運営支援（電話・ＷＥＢ受付、一次対応、専門家連携、実績管理）
・自治体向け教育委員会ＤＸサポート（既存業務の課題調査・分析、業務設計、ソリューション選定）
・自治体向け港湾関連業務支援（運航データ入力、統計資料作成、業務管理支援）

システム監視・情シス支援

基幹システム運用
サポート窓口支援業務



緊急時のトラブル対応、日常的なシステム監視、定期メンテナンスなど、さまざまな業種・規模の企業様の基幹システムの安定運用を支えるための包括的なサポートを24時間365日で提供。

弊社のサポートチームは高度な技術力と経験を持つエンジニアで構成されており、サポートを提供したお客様からは信頼性の高さと対応の迅速さについて評価をいただいております。
特に緊急事態における弊社対応は、多くの企業様の事業継続性を確保する上で大きな役割を果たしており、高く評価をいただいております。

保健所COVID-19関連業務支援

新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者管理業務



某自治体保健所内にて新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者の管理業務を受託しております。
データ入力担当にパンチャーを導入することで保健所職員や医師たちの負担を軽減。

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）への入力を行い、陽性者ご本人等がMy HER-SYSから健康状態を入力できるようにHER-SYS IDの発行・通知を行っております。
また、外出ができない陽性者向けのオンライン診療受付業務も実施。医師から処方された医薬品を最寄りの薬局に手配する等のコールセンター業務も実施しております。

相談窓口等運営支援

電話・WEB受付/コンサル業務



ＤＸ（業務のデジタル化、製造プロセスへのロボット導入等）を目指す中小企業からの電話やWEB問い合わせに対応。
相談の一次切り分けを実施し、相談内容を専門家へと繋ぐ役割を担っております。
専門家の実施する面談にて作成された書類等の管理集計や、ホームページ更新作業等、総括管理業務を行っております。
また、弊社のDX人材も専門家としてコンサル業務を実施しており、経営、財務、規定等の作成、組織づくり、アプリケーションの導入、オペレーション構築支援を行っております。

自治体　教育委員会

学事課業務のDXサポート



小中学校の現場における業務のデジタル化及びDXの支援を行う。
具体には教育委員会の学事課に弊社DX人材を配置し、既存業務の課題調査/分析、今後の業務設計を行い、導入するソリューションの選定や設計のサポートを実施しております。

自治体 港湾業務支援

データ管理業務



日々行き交う船舶の航路や積荷の情報を集約し、データの一元管理を行っております。
事業者から届く運航調査表を元にデータ入力を実施し、差異があれば事業者に対し修正依頼を行います。
Accessにてデータを蓄積・管理し、自治体ホームページ掲載用データを毎月集計を行ったり、年間統計データ資料を作成し自治体に提出しております。
また、RPAにてデータ入力自動化を実現し、事務作業時間が大幅に短縮されました。

③業務コンサルティング：当期売上高：43百万円（全社売上高割合3.2%）

業務目的の明確化、現状業務の可視化、課題抽出を起点とし、業務プロセス設計、役割分担設計、ＫＰＩ設計、統制設計までを体系的に実施します。具体的には、

・業務フローの可視化及び再設計
・標準化可能領域の抽出
・システム化要件の整理
・ＫＰＩ及びモニタリング指標の設定
・運用マニュアル・手順書の策定

を行い、実行可能な業務設計へ落とし込みます。

単なる提案に留まらず、設計段階から実行フェーズを見据え、実装可能な業務設計へ落とし込みを行う点が特徴です。

（実績例）

・電気事業者向け管理業務最適化支援（業務可視化・標準化、マニュアル整備、ＤＸロードマップ策定）
・大学新学科設置に伴う共創施設開設支援（構想支援・要件整理、運用体制整備）

３．提供体制

現場常駐型体制を基本とし、案件ごとに責任者（現場統括）を配置し、業務統制・品質管理・改善推進を実施します。

具体的には、

・ＳＬＡ／ＫＰＩに基づく品質管理
・業務量予測に基づく人員配置最適化
・エスカレーションフロー設計
・障害発生時の統制及び再発防止策策定
・運用マニュアル・手順書の整備・更新

を体系的に実施します。

また、業務コンサルティング機能と常駐運用機能を一体で提供することで、設計と実行を分断しない体制を構築しています。

必要に応じてビジネスパートナーと連携しつつも、業務統制責任は当社が担い、再現性ある運営モデルを構築します。

さらに、コミュニティ運営・カスタマーサクセスサービスにおいては、専任責任者配置型マネージド体制を採用し、顧客接点全体の統合管理を実施します。

４．収益モデル

業務運営を継続的に担う特性上、マネージド（定額）契約を基本とし、案件特性に応じて以下の形態を採用します。

・準委任契約（人月型）
・業務委託契約（定額型）
・トランザクション連動型（ＥＣ・イベント運営等）
・指定管理料及び自主事業収益（コワーキング拠点運営）

カスタマーサクセスサービスにおいては、

・ＥＣ売上連動手数料
・会員管理業務受託費
・イベント販売管理手数料

等を組み合わせた複合収益構造を形成しています。

これにより、安定収益と成果連動型収益を併存させるモデルを構築しています。

５．提供価値・導入効果

業務設計から実行・改善までを一体で担うことにより、以下の価値を提供します。

・業務の標準化・可視化による属人化排除
・ＫＰＩ管理による定量的改善
・業務効率化による処理能力向上
・応答時間短縮及び顧客満足度向上
・人員配置最適化によるコスト適正化

さらに、現場で蓄積された運用データはエンジニアリングサービスへ還流され、システム高度化・自社サービス改善へ接続されます。

カスタマーサクセスサービスにおいては、

・顧客データ統合による顧客理解の高度化

・オンライン・オフライン統合による顧客体験向上

・トランザクション最適化による収益最大化

を実現します。

また、コワーキング及び地域イノベーション拠点運営においては、地域事業者・創業者との継続的接点を創出し、事業創出機会の拡張に寄与します。

〔インフラ事業部門〕

当事業部門は、教育・行政分野を中心に、ネットワークの設計・施工・保守・運用、機器設定・保管・配送（キッティング）及び機器保守・カスタマーサービスを一貫して提供し、社会基盤としてのＩＴインフラの安定稼働を支える事業であり、ネットワークサービスを提供しております。

当事業年度では売上高496百万円となっており、当社売上高の36.9％を占めています。

（ネットワークサービス）

１．サービスの概要

当社は、設計・構築のみならず、現場での機器設置・配線・設定・検証・運用移管までを包括的に担う「ＩｏＴフィールドエンジニアリング」によるサービスを展開しています。これは、ＩｏＴ機器や各種端末を含む物理的実装を伴うインフラ整備を統合的に実施するものであり、設計から現地実装、保守運用までを一体で提供するモデルです。

設計段階から施工・運用を見据えたアーキテクチャを構築することで、引渡し後の運用品質を高め、長期安定稼働を実現します。

・主な取引先：地方自治体、教育機関、地域事業者、スタートアップ企業 等

・取引社数　：約20社

・関与人員　：約15名（当社社員及びビジネスパートナー）

・当期売上高：496百万円（全社売上高割合36.9％）

２．提供内容

①機器設定・保管・配送：当期売上高：404百万円（全社売上高割合30.0％）

大量端末導入に際し、ＯＳ設定、アプリケーション導入、セキュリティポリシー適用、資産管理登録、ネットワーク設定等を統合的に実施するキッティングサービスを提供します。

単なる初期設定作業にとどまらず、

・展開計画の策定

・端末個体管理（資産台帳連携）

・セキュリティ標準化

・導入後の運用移管設計

までを一体で実行します。

また、案件特性に応じた導入スケジュール管理を行い、段階導入や拠点別展開に柔軟に対応します。これにより、大規模導入案件においても安定した品質と納期を確保します。

②ネットワーク設計・施工・保守・運用：当期売上高：30百万円（全社売上高割合2.3％）

性能・冗長性・セキュリティを考慮した物理・論理設計を行い、施工管理、現地試験、引渡しまでを一貫して実施します。引渡し後は運用監視、障害対応、定期点検を行い、安定稼働を支援します。

・ＬＡＮ／ＷＡＮ設計

・無線アクセスポイント設計

・サーバ／ルータ／スイッチ導入

・セキュリティ設計（アクセス制御、ログ管理等）

・クラウド接続設計

・運用監視及び障害対応

特に教育機関や公共分野における大規模ネットワーク整備において豊富な実績を有しています。

③機器保守・カスタマーサービス：当期売上高：61百万円（全社売上高割合4.6％）

機器保守・カスタマーサービスは、導入後の安定稼働を支える継続運用支援領域です。

単なる故障対応にとどまらず、予防保全・運用監視・問い合わせ対応を含む包括的な保守体制を提供しま

す。
・オンサイト保守（現地対応・部品交換）
・リモート監視及び障害一次対応
・代替機手配及び迅速交換対応
・問い合わせ窓口運営
・インシデント管理及び原因分析
・定期点検及び予防保全
・機器更新計画策定支援
ＳＬＡ（サービスレベル合意）に基づき、応答時間・復旧時間等を管理し、顧客業務への影響を最小化します。

３．提供体制
設計から施工、保守までを一社で担うワンストップ体制を構築しています。工程管理・品質管理・安全管理を徹底し、現地試験及び検査基準を標準化しています。
大規模案件では、外部パートナーとの連携及び第三者検査を組み合わせ、品質担保体制を構築します。
ＩｏＴフィールドエンジニアリングにおいては、現場作業手順の標準化と技術者教育を徹底し、均質な品質を確保します。

４．収益モデル
機器販売・構築工事・キッティング業務・保守運用を組み合わせた複合収益モデルを採用しています。
案件のライフサイクルは、設計 → 調達 → 施工 → 導入 → 保守・運用の工程で構成され、それぞれに対応する収益を計上します。
①機器販売収益
端末、ネットワーク機器、ＩｏＴ機器等の販売については、顧客への商品の引渡しが完了し、検収を受けた時点で支配が顧客に移転したと判断し、当該一時点で収益を認識します。大量導入案件ではスケールメリットを活かした調達により収益性を確保します。

②構築・施工収益
ネットワーク設計・施工・更改工事のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものについては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識します。公共案件や大規模整備案件では複数年度にわたる案件もあり、一定の受注残高を形成します。

③キッティング・展開収益
大量端末導入に伴う初期設定、資産管理登録、現地設置業務等は案件単位または包括契約により収益を計上します。短期間での大量展開により一定の収益規模を形成します。

④保守・運用収益（ストック収益）
保守契約及び運用監視契約については、サービスの提供に伴い顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識し、継続的なストック収益を形成します。
・オンサイト保守
・リモート監視
・定期点検
・機器交換対応
・ＳＬＡ対応
これらの保守契約は、更新型契約として継続性を有しています。
収益構造の特徴として、
・販売収益（フロー型）
・工事収益（プロジェクト型）
・保守収益（ストック型）
の三層構造により、単年度偏重とならない収益ポートフォリオを構築しています。
また、ＩｏＴフィールドエンジニアリングにより、機器設置後の運用データや保守需要が継続的に発生するため、保守・更新需要へ接続する循環型モデルを形成しています。
公共案件においては、更新周期（例：端末更改、ネットワーク更改）に応じた中長期的な受注機会が見込

まれます。

５．提供価値・導入効果

当事業部門は、単なるネットワーク構築にとどまらず、顧客の事業継続性及び業務効率性を支える基盤機能を提供します。

①事業継続性の確保

・冗長構成設計による障害耐性向上
・ＳＬＡ管理による迅速な復旧体制
・予防保全による停止リスク低減

これにより、教育機関・行政機関等の社会的影響の大きい顧客においても安定稼働を実現します。

②運用負荷の軽減

・設計から保守までの一括受託
・責任の一本化
・標準化された運用プロセス

により、顧客側の管理負担を軽減します。

③大量導入の迅速展開

ＧＩＧＡスクール構想に代表される大規模端末導入案件において、短期間での展開と品質担保を両立します。

段階導入や拠点別展開にも対応し、業務影響を最小化します。

④セキュリティ水準の向上

アクセス制御設計、ログ管理、端末セキュリティ設定等を標準化することで、情報漏えいリスクを低減します。

公共案件に求められる高いセキュリティ要件にも対応可能です。

⑤更新循環モデルの形成

保守運用過程で蓄積される稼働データや障害履歴を基に、機器更新・ネットワーク更改計画を策定します。

これにより、

・更改需要の予見性向上
・計画的投資の実現
・中長期的取引継続

が可能となります。

⑥ＩｏＴフィールドエンジニアリングによる実効性

ＩｏＴ機器を含む物理環境の実装まで一体で担うことで、設計と現場実装の乖離を防止します。

システム設計と物理構築が統合されることで、実効性の高いインフラ環境を実現します。

６．実績例

・ＧＩＧＡスクール構想に伴う学校ネットワーク整備及び約３万台規模の端末キッティング
・ＮＴＴ西日本との大規模ネットワーク整備案件
・自治体向けネットワーク更改及び保守運用案件

注）「ＧＩＧＡスクール構想」は2019年に開始された、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組みです。

「ＧＩＧＡ」は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味しています。

（ＧＩＧＡスクール構想案件でのキッティング風景）





4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年８月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
46（15）	39.9	2.4	4,466

当社は情報サービス事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しています。

事業部門の名称	従業員数（人）
ＤＸ事業部門	34　(15)
インフラ事業部門	5　(－)
全社（共通）	7　(－)
合計	46　(15)

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当事業年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）の平均人員を（ ）外数で記載しています。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。なお、使用人兼務役員の使用人としての給与部分を除いて計算しております。

３．全社（共通）として記載されている従業員数は、営業部門・管理部門に所属しているものです。

４．従業員数に使用人兼務役員は含めておりません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しています。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の継続、金利や為替の動向、米国の通商政策をめぐる動向及び地政学的リスク等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の属する情報サービス業界におきましては、企業の競争力強化及び業務効率化を目的としたＤＸ関連投資が引き続き堅調に推移し、クラウドシフトやデータ利活用に加え、生成ＡＩの実務への適用が進展しております。公共分野では、自治体情報システムの標準化やＧＩＧＡスクール構想に基づく端末更新等に係る需要が継続する一方、高度ＩＴ人材の確保やサイバーセキュリティ対策の強化が課題となっております。

このような経営環境の中、当社はＤＸ事業部門とインフラ事業部門の２事業部門体制のもと、新規案件の獲得及び既存案件の拡大に取り組むとともに、技術力の向上、人材の確保及びプロジェクト管理の徹底を進めてまいりました。また、2026年４月24日付で東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場し、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の整備を進めてまいりました。

その結果、インフラ事業部門における大口案件の売上計上及びカスタマーサクセス事業の譲受による事業拡大等により、売上高は13億46百万円（対前事業年度比64.3％増）となりました。一方、案件構成及び調達・外注コストの影響により、売上総利益率は前事業年度から5.4ポイント低下して18.0％となり、売上総利益は２億42百万円（同26.6％増）となりました。

また、事業譲受に伴うのれん償却費28百万円の計上に加え、支払報酬料や給与手当等の増加により、販売費及び一般管理費は２億17百万円（前事業年度比77百万円増）となりました。この結果、営業利益は25百万円（対前事業年度比50.8％減）となりました。さらに、株式公開費用５百万円の計上等により、経常利益は17百万円（同66.2％減）、当期純利益は11百万円（同69.6％減）となりました。

なお、当社が経営上の重要な指標としているのれん償却前営業利益（営業利益にのれん償却費を加算した額）は、53百万円（同4.1％増）となりました。

当社は、情報サービス事業の単一セグメントであるため、事業部門別の業績を示すと次のとおりであります。

（ＤＸ事業部門）

エンジニアリングサービスでは、システム受託開発・保守及びＳＥＳを通じて顧客の開発・運用を支援し、システム基盤の開発やＡＩチャットボットの改修等に取り組んでまいりました。

ＢＯＰサービスでは、教育情報化推進支援、港湾関連のデータ整理及び常駐ヘルプデスク等の既存案件を継続し、業務現場での課題把握とＩＴを活用した業務改善を進めてまいりました。また、カスタマーサクセスサービスにおいては、2025年９月１日付で株式会社ネクストコミュニケーションからＥＣ運営事業、ファンクラブ事務局運営事業及びイベントシステム事業を譲り受け、顧客企業とその顧客・会員との継続的な接点を支える運営サービスを開始いたしました。これにより、顧客基盤及び継続的な運営受託による収益基盤の拡充を図りました。

コミュニティ運営サービスにおいては、「COMPASS小倉」及び「NesXt鳥栖」の運営を通じて、創業・ＤＸ相談や交流機会の提供に取り組むとともに、地域ＤＸ支援の体制の拡充を進めてまいりました。

その結果、受注高は９億24百万円（対前事業年度比39.5％増）、売上高は８億50百万円（同36.3％増）となりました。

（インフラ事業部門）

当事業部門は、教育・行政分野を中心に、ネットワークの設計・施工、機器設定及び保守・運用を提供し、大規模ネットワーク整備や大量端末のキッティング案件に取り組んでまいりました。前事業年度に受注した大口案件の売上計上が進み、売上高は大幅に増加いたしました。一方、案件構成及び調達・外注コストの状況により、採算面では課題を残す結果となりました。

その結果、受注高は７億４百万円（対前事業年度比32.5％増）、売上高は４億96百万円（同153.3％増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末より30百万円増加し、79百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況につきましては、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、46百万円の収入（前事業年度は42百万円の収入）となりました。これは主として、棚卸資産の増加額３億10百万円、売上債権の増加額１億53百万円があったものの、仕入債務の増加額４億43百万円、前受金の増加額92百万円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、28百万円の支出（前事業年度は１億43百万円の支出）となりました。これは主として、無形固定資産の取得による支出12百万円、事業譲受による支出10百万円、敷金及び保証金の差入による支出５百万円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、12百万円の収入（前事業年度は20百万円の収入）となりました。これは、長期借入金の返済による支出27百万円があったものの、短期借入金の純増加額20百万円及び長期借入れによる収入20百万円があったことによるものであります。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当事業年度（自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）の受注実績は、次のとおりであります。なお、当社は情報サービス事業の単一セグメントのため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
ＤＸ事業部門	924,833	139.5	296,264	133.5
インフラ事業部門	704,605	132.5	554,832	150.0
合計	1,629,438	136.4	851,096	143.8

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は情報サービス事業の単一セグメントのため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	前年同期比（%）
ＤＸ事業部門（千円）	850,421	136.3
インフラ事業部門（千円）	496,502	253.3
合計（千円）	1,346,923	164.3

（注）最近２事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）		当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
テックユニオン株式会社	189,737	23.1	－	－
北九州市	141,143	17.2	－	－
株式会社ドーワテクノス	103,473	12.6	－	－
株式会社YE DIGITAL Kyushu	－	－	407,175	30.2

（注）「－」は、各事業年度の総販売実績に占める割合が10%未満であるため、記載を省略したものであります。

３【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社は、ＤＸ事業部門及びインフラ事業部門の２事業部門体制のもと、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。生成ＡＩの普及、人材確保競争の激化及び顧客ニーズの変化に対応するとともに、事業拡大に伴う収益性の改善及び経営基盤の強化を図るため、以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 収益性の改善と継続収益の拡大

当事業年度は、インフラ事業部門の大口案件及びカスタマーサクセス事業の譲受等により売上高が増加した一方、案件構成や調達・外注コストの影響により売上総利益率が低下しました。このため、案件ごとの採算管理及び外注費等の適正化を進め、収益性の改善に取り組んでまいります。

ＤＸ事業部門では、顧客の業務課題に応じた高付加価値の提案・運用サービス及びカスタマーサクセス領域の継続的な運営受託の拡大を図ります。インフラ事業部門では、教育・行政分野を中心とした受注案件の着実な遂行に加え、保守・運用サービスによる継続収益の拡大に取り組んでまいります。

(2)技術革新への対応とサービスの高付加価値化

生成ＡＩの普及による開発工程の自動化や顧客による内製化の進展に対応し、従来の人員依存型のサービスから高付加価値の提案・運用モデルへの転換を進めてまいります。

2026年９月１日付で株式会社Village AIから譲り受けたデータ分析事業の技術者を開発体制に組み入れ、外部委託業務の内製化及び生成ＡＩ関連の新規案件の創出を進めてまいります。また、ＢＯＰサービスでは、ＡＩやＲＰＡを活用した業務自動化を推進し、サービスの生産性向上を図ってまいります。

生成ＡＩの活用に伴う情報漏えいや不適切な利用を防止するため、情報管理及び従業員教育を通じて、情報セキュリティの確保に努めてまいります。

(3)　人材の確保と育成

事業拡大及び技術革新に対応するため、必要な人材の確保・育成を重要な課題と認識しております。上場による信用力を活用した採用力の強化に加え、技術力及びプロジェクト管理能力の向上、成長機会の提供及び働きやすい職場環境の整備を通じて、人材の定着と組織力の強化に取り組んでまいります。

(4) コーポレート・ガバナンスと経営管理体制の強化

当社は、2026年４月24日付で東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しました。上場企業として、取締役会の監督機能及び内部管理体制の強化、経営幹部の育成、役割・権限の明確化並びに意思決定プロセスの整備を進め、組織的な経営体制の充実を図ってまいります。また、J-Adviser等との連携を図り、適時・適切な情報開示に努めてまいります。

(5) プロジェクト管理と業務基盤の強化

事業規模の拡大に対応し、案件の品質及び採算を確保するため、プロジェクトの進捗・原価管理と人材の適正配置を徹底してまいります。あわせて、業務プロセス及び運用手順の標準化、マニュアル・ナレッジの整備並びにＡＩやＲＰＡを活用した定型業務の効率化を進め、開発・サービス提供体制及び管理業務の生産性向上に取り組んでまいります。

(6) 事業譲受後の統合とＭ＆Ａの活用

カスタマーサクセス事業及びデータ分析事業の譲受を踏まえ、人材、業務プロセス及び管理体制の統合を進め、既存事業との連携による収益機会の拡大と収益性の改善を図ってまいります。今後のＭ＆Ａにおいても、既存事業との戦略的整合性を重視し、事前のデューデリジェンス及び統合計画の策定・実行を通じて、投資効果の確保に努めてまいります。

(7) 地域社会への貢献と持続可能な経営

地域企業及び自治体へのＤＸ支援や地域拠点の運営を通じて、地域の業務効率化及び事業活動の活性化に貢献してまいります。また、ペーパーレス化等による環境負荷の低減や多様な人材の活用に取り組み、事業活動と地域社会の持続的な発展の両立を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下に記載する事項は、当社の経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクについて、当事業年度末現在において当社が判断した主なものです。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。期末後の事項を補足する場合には、その時点を個別に記載しております。

(1) 事業環境に関するリスク

①経済状況及び市場環境の変動について

当社の主要顧客は、国内企業及び地方公共団体を中心としており、景気後退や金利動向、為替変動等のマクロ経済要因は、顧客企業の業績やＩＴ投資動向に直接的な影響を与える可能性があります。これにより新規案件の減少、既存契約の見直し・失注、単価下落等を通じて、当社の売上及び利益水準が変動するおそれがあります。

②技術革新への対応について

当社が属するＩＴ業界は、ＡＩ・ＩｏＴ・クラウド等を中心に技術革新の速度が極めて速く、新規サービスやソリューションが急速に陳腐化するリスクがあります。最新技術への対応が遅れた場合や当社サービスへの需要が想定通りに進展しない場合、競争力が低下し、成長性・収益性が阻害されるおそれがあります。

③競合について

当社が提供するＤＸ支援、受託開発、ＳＥＳ等の領域には、大手から中小まで多数の事業者が存在し、常に厳しい競争環境にあります。価格競争や技術・サービスの優位性確保を巡る競争が激化した場合には、受注価格の低下や利益率の悪化等を招き、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④経営成績の季節変動について

当社の売上高及び利益は、事業部門ごとに異なる要因により、四半期ごとに一定の変動が生じる傾向があります。

ＤＸ事業部門においては、主要顧客である地方自治体が４月から翌年３月を会計年度としており、また民間企業においても３月決算を採用しているケースが多いことから、年度末に向けて発注及び検収が集中する傾向があります。当社の会計年度は９月から翌年８月であるため、当該顧客の会計年度末にあたる３月や期初である４月を含む第３四半期等に発注及び売上計上が集中することにより、四半期ごとの売上高及び利益が変動する可能性があります。

また、インフラ事業部門においては、施工時期や検収時期の関係から、特定の四半期に売上が集中する場合があります。これらの要因により、四半期ごとの業績数値が大きく変動する可能性があります。

(2) 事業遂行に関するリスク

①プロジェクト管理について

当社がシステムエンジニアリングサービスで手掛けるＤＸ支援や受託開発等のプロジェクトにおいては、顧客との仕様に関する認識齟齬、開発規模の増大、納期遅延、品質問題等の発生により、採算の悪化や追加コストが発生する可能性があります。また、ＢＯＰサービス、ネットワークサービスにおいても、品質とコストのバランスを維持できない場合、収益性が低下するおそれがあります。

②サービス品質及びシステムトラブルについて

当社が開発・提供するシステムやサービスにおいて、プログラムの不具合（バグ）、サイバー攻撃、人為的ミス等によるシステム障害やセキュリティインシデントが発生した場合、顧客の事業活動に支障をきたし、損害賠償請求や当社の信用の失墜につながることで、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③知的財産権について

当社が開発するソフトウェアにおいて、意図せず第三者の特許権や著作権等の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できず、万一、訴訟等に発展した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④法的規制について

当社が提供するサービスのうち、エンジニアリングサービスについては「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という）により規制される「労働者派遣事業」が含まれており、法令に基づく厚生労働大臣の許可を受けています。

現在、許可要件の欠格事由はありません。当社では関係法令の遵守に努め労働者派遣事業を行っていますが、「労働者派遣法」に定める派遣元事業主としての欠格事由に該当した場合や、法令に違反した場合には当該事業の停止を命じられ、当該サービスの提供が行えず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

届出内容	届出許可番号	有効期限	取消条項
労働者派遣事業認可	派40-301386	2031年8月31日	労働者派遣法第14条

（注）上記の有効期限は、当事業年度末後の2026年９月１日付の許可更新を反映しております。

当社が提供するサービスのうち、ネットワークサービスについては「電気通信事業法」により規制される「電気通信事業」が含まれており、法令に基づく総務大臣への届出を行っています。

当社の業務に関し、通信の秘密の確保に支障がある、あるいはその業務方法が適切でないことを理由に総務大臣より業務方法の改善命令その他の措置がとられた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

届出内容	届出番号	取消条項
電気通信事業届	H-29-01478	電気通信事業法第14条

(3) 組織・経営基盤に関するリスク

①人材の確保・育成について

ＩＴ技術者を主とする専門人材の確保・育成及び定着は、当社の事業継続と成長における最重要課題の一つです。人材獲得競争の激化等により、必要な人材を十分に確保・育成できない場合、サービス提供能力が低下し、事業計画の遂行に支障が生じる可能性があります。

② 特定の経営者への依存について

当社の事業展開は、創業以来、代表取締役である福岡広大の営業力、人脈及び経営判断に負うところが大きく、同氏のリーダーシップは当社の成長において重要な役割を果たしております。

したがって、同氏が健康上の理由その他の事由により職務の遂行が困難となった場合や、経営方針の変更を余儀なくされるような事態が生じた場合には、当社の業績及び経営方針の継続性に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定の取引先への依存について

当社の販売先のうち、株式会社YE DIGITAL Kyushuへの販売は、2026年８月期売上高の30.2%を占めております。

これらの事情から、同社の経営方針、事業展開等に大幅な変化があった場合には、当社の事業活動や業績、財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

北九州市への直接販売は、行政分野におけるシステム構築・運用支援やＢＯＰサービス等の取引で、2026年８月期売上高の9.0%を占めております。また、同市への直接販売に、株式会社YE DIGITAL Kyushu等を経由した同市向けの取引を含めると、北九州市を最終顧客とする取引は同期間の売上高の45.0%を占めております。

従って、同市の予算方針や発注計画の変更等により、同市向けの取引が縮小された場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、インフラ事業部門をはじめとする機器等の調達において、案件の性格上、特定の仕入先への発注が集中することがあります。2026年８月期の株式会社ドーワテクノスからの材料仕入高は666,213千円であり、当社の材料仕入高総額727,281千円の91.6%を占めております。なお、当該割合は外注費を含まない材料仕入高を基準としております。

当社は他商社・メーカー等による代替調達が可能な市場環境にあり、主要案件については納期・価格・保証の観点から合理的な調達判断の下で発注先を選定していますが、当該仕入先に起因する納期遅延や価格変動が当社の個別案件の採算や納期に影響を与える可能性があります。

④ Ｍ＆Ａ及びグループ再編について

当社は、事業拡大戦略の一環としてM&Aを積極的に検討しております。しかし、買収後のPMI（ポスト・マージャー・インテグレーション）が計画通りに進捗しない場合や、買収対象企業に偶発債務等の未認識リスクが存在した場合には、のれんの減損損失の発生やガバナンス不全等を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 内部管理体制及びコンプライアンスについて

当社は、今後の事業規模の拡大と企業価値の向上に対応するため、内部管理体制の一層の強化が不可欠であると認識して内部統制の構築・運用、適時適切な情報開示、監査法人等への対応体制の整備を進めておりますが、これらの体制整備に遅れや不備が生じた場合には、事業運営に支障が生じる可能性があります。

⑥ 配当未実施について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、公表日現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期については現時点では未定です。

(4) その他のリスク

①自然災害、感染症の拡大等について

当社は、北九州・東京・鳥栖に事業拠点を置いております。これらの地域において、大規模な地震、風水害等の自然災害や、新たな感染症のパンデミック等が発生し、従業員の安全確保や事業所の稼働が困難となった場合、事業活動が停滞し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②ＥＳＧ・サステナビリティへの対応について

気候変動問題、人権尊重、サプライチェーン管理、地域社会との共存といったＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に関する社会的な要請は年々高まっており、これらの課題への対応が不十分であると判断された場合、顧客や取引先、株主からの信頼が低下することや、新たな事業機会を逸失する可能性が考えられます。

(5) 担当J-Adviserとの契約の解除について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営する証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

当社では、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下「同社」とします。）を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、同社との間で、J-Adviser契約を締結しております。J-Adviser契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、J-Adviser契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。J-Adviser契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社が次のいずれかに該当する場合には、同社はJ-Adviser契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

当社がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後３年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算

して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)から(ｃ)の場合の区分に従い、当該(ａ)から(ｃ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（ｃ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当する。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。

（ａ）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）当社が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　当社が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しない

こととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（当社が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力等の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が東京証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(6) 担当F-Adviserとの契約の解除について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営する証券市場Fukuoka PRO Marketに上場しております。

Fukuoka PRO Market上場企業は、福岡証券取引所より認定を受けたいずれかの担当F-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「F-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

当社では、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下「同社」とします。）を担当F-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、同社との間で、F-Adviser契約を締結しております。F-Adviser契約は、Fukuoka PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、F-Adviser契約を解除し、かつ、他の担当F-Adviserを確保できない場合、当社株式はFukuoka PRO Marketから上場廃止となります。F-Adviser契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、F-Adviser契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜F-Adviser契約解除に関する条項＞

当社が次のいずれかに該当する場合には、同社はF-Adviser契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

当社がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後３年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)から(ｃ)の場合の区分に従い、当該(ａ)から(ｃ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（ｃ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合と

は、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当する。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）当社が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）Fukuoka PRO Marketの上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　当社が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業

の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（当社が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解

任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力等の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が福岡証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

５【重要な契約等】

（１）株式会社ネクストコミュニケーションからの事業譲受

当社は、2025年８月21日開催の取締役会において、株式会社ネクストコミュニケーションからＥＣ運営事業、ファンクラブ事務局運営事業及びイベント会場シリアルコード予約システム事業を譲り受けることを決議し、同年８月29日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

当該契約に基づき、2025年９月１日付で当該事業を譲り受けました。譲渡対価は１億30百万円（消費税等を除く。）であります。

当該契約には、2025年９月１日から３年以内に終了する各事業年度において、当該事業から生じる契約所定の粗利が合意した基準額を超過した場合、その超過額の30％を追加の対価として支払う条項を定めております。

また、2025年９月１日から２年以内に終了する各事業年度における当該事業の売上高又は契約所定の粗利が一定水準を下回った場合に、契約所定の条件の下で金銭的保証を受ける条項を定めております。

（２）株式会社Village AIからの事業譲受

当社は、2026年８月28日付の取締役会決議に基づき、同年８月31日付で株式会社Village AIとの間でデータ分析事業に係る事業譲渡契約を締結し、当事業年度末後の同年９月１日付で当該事業を譲り受けました。

当該事業譲受は、生成ＡＩ及びデータ活用領域における技術者の確保、外部委託業務の内製化による収益性の改善並びに当該領域における新規案件の創出を目的としております。

譲渡対価は10百万円（消費税等を除く。）であり、対価の種類は現金であります。

（３）株式会社ブーム・メディア・コミュニケーションズの株式譲渡契約

当社は、2026年11月26日開催の取締役会において、株式会社ブーム・メディア・コミュニケーションズの全株式を取得することを決議し、2026年11月26日付で株式譲渡契約を締結しました。

詳細は、「第６【経理の状況】１【財務諸表等】【注記事項】（重要な後発事象）」に記載のとおりです。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・ 費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としています。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当事業年度末の流動資産は７億91百万円（前事業年度末比３億96百万円増）となりました。これは主として、前渡金が１億32百万円減少した一方で、仕掛品が２億51百万円、売掛金が１億53百万円、原材料及び貯蔵品が58百万円、現金及び預金が30百万円増加したこと等によるものです。

固定資産は１億71百万円（同１億22百万円増）となりました。これは主として、事業譲受に伴いのれん１億42百万円を計上し、当事業年度の償却額28百万円を控除した期末残高が１億13百万円となったことに加え、ソフトウエア仮勘定が11百万円増加したこと等によるものです。

この結果、資産合計は９億62百万円（同５億18百万円増）となりました。

② 負債

当事業年度末の負債合計は８億60百万円（同５億７百万円増）となりました。これは主として、未払法人税等が19百万円減少した一方で、買掛金が４億43百万円、短期借入金が20百万円、前受金が19百万円増加したことに加え、複数年保守契約のうち１年を超える部分に係る長期前受金73百万円を計上したこと等によるものです。

③ 純資産

当事業年度末の純資産合計は１億１百万円（同11百万円増）となりました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものです。一方、総資産の増加により、自己資本比率は前事業年度末の20.3%から10.6%となりました。

(3) 経営成績の分析

当事業年度の経営成績の概況については、「第３ 事業の状況 １ 業績等の概要（１）業績」に記載のとおりであります。

インフラ事業部門の大口案件及びカスタマーサクセス事業の譲受による事業拡大等により、売上高は前事業年度比64.3%増加しました。一方、案件構成及び調達・外注コストの影響により、売上総利益率は5.4ポイント低下して18.0%となりました。さらに、のれん償却費28百万円の計上並びに支払報酬料及び給与手当等の増加により、販売費及び一般管理費が77百万円増加した結果、営業利益は25百万円（前事業年度比50.8%減）となりました。

また、株式公開費用５百万円の計上等により、経常利益は17百万円（同66.2%減）、当期純利益は11百万円（同69.6%減）となりました。のれん償却前営業利益は53百万円（同4.1%増）となっており、売上規模の拡大を収益性の改善につなげるため、案件の進捗・原価管理、業務の標準化及び人材の適正配置を進めてまいります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「第３ 事業の状況 １ 業績等の概要（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

営業活動では、棚卸資産及び売上債権の増加による資金の減少があった一方、仕入債務及び前受金の増加等により、46百万円の資金を獲得しました。投資活動で28百万円を使用し、財務活動で12百万円を調達した結果、現金及び現金同等物の期末残高は79百万円となりました。営業活動による資金獲得には仕入債務及び前受金の増加が寄与しており、今後の回収・支払時期及び受注案件の進捗に応じた資金管理が重要と認識しております。

(5) 運転資本

当事業年度末の現金及び現金同等物は79百万円、短期借入金は20百万円、長期借入金（１年内返済予定額を含む。）は１億25百万円であります。売上債権の回収及び仕入債務の支払に加え、受注案件の進捗に伴う資金需要を踏まえ、資金繰りを管理してまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第３ 事業の状況 ３ 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は13,233千円となりました。その主なものは、ソフトウエアの開発費及び事務用機器等の取得費用であります。なお、当社は、情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

２【主要な設備の状況】

当社における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

2026年８月31日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数（人）
		建物及び構築物	工具、器具及び備品	ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定	合計	
本社（福岡県北九州市小倉北区）	本社機能	2,470	1,723	25,779	29,974	7

（注）１．当社は、情報サービス事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載はしておりません。
２．本社は賃貸物件であり、年間賃借料は6,654千円であります。

３【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（2026年８月31日）	公表日現在発行数（株）（2026年11月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,800,000	3,600,000	1,200,000	1,200,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market） 福岡証券取引所（Fukuoka PRO Market）	単元株式数　100株
計	4,800,000	3,600,000	1,200,000	1,200,000	－	－

（注）１．2025年11月13日開催の取締役会決議により、2025年11月28日付けで定款の変更が行われ、発行可能株式総数は4,800,000株となっております。

２．2025年11月13日開催の取締役会決議により、2025年11月28日付けで普通株式１株を３株に分割しております。これにより発行済株式総数は800,000株増加し、1,200,000株となっております。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（2025年８月29日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在（2026年８月31日）	公表日の前月末現在（2026年10月31日）
新株予約権の数（個）	20,000	20,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60,000（注）１、４	60,000（注）１、４
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60（注）２、４	60（注）２、４
新株予約権の行使期間	2027年8月30日から 2035年8月29日まで	2027年8月30日から 2035年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　60（注）４ 資本組入額　30（注）４	発行価格　60（注）４ 資本組入額　30（注）４
新株予約権の行使の条件	①新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	①新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	（注）３

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

３．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得

残存新株予約権に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

４．2025年11月13日開催の取締役会決議により、2025年11月28日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年12月１日（注）１	－	400,000	8,000	10,000	－	－
2025年11月28日（注）２	800,000	1,200,000	－	10,000	－	－

（注）１　2021年11月18日開催の定時株主総会決議により、2021年12月1日にその他利益剰余金を8,000千円減少させ、資本金を8,000千円増加しております。

２　2025年11月13日開催の取締役会決議により、2025年11月28日付けで普通株式１株を３株に分割しております。これにより発行済株式総数は800,000株増加し、1,200,000株となっております。

（６）【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	4	－	－	7	11	－
所有株式数（単元）	－	－	－	5,762	－	－	6,238	12,000	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	48.01	－	－	51.98	100	－

（注）１．2025年11月28日付で普通株式１株を３株に分割しております。また、同日付で100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

２．所有株式数の割合は、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

（７）【大株主の状況】

2026年８月31日現在の大株主の状況（新株予約権による潜在株式を含む。）は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	所有株式数の割合（%）
福岡 広大	北九州市小倉南区	557,800	44.27
合同会社国生	北九州市小倉南区山手一丁目８番17号	540,000	42.86
ボードウォーク・キャピタル株式会社	東京都目黒区中目黒三丁目19番７号	36,000	2.86
大淵 清	東京都中央区	12,000	0.95
佐伯 智洋	東京都世田谷区	12,000	0.95
那珂 通雅	東京都大田区	12,000	0.95
柳原 一雅	東京都杉並区	12,000	0.95
山下 亮	東京都港区	12,000	0.95
福岡 広兵	北九州市門司区	9,000 (9,000)	0.71 (0.71)
中森 陽介	北九州市小倉北区	8,700 (8,700)	0.69 (0.69)
計	－	1,211,500 (17,700)	96.15 (1.40)

（注）１．（ ）内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

２．所有株式数の割合は、発行済株式1,200,000株に潜在株式60,000株を加えた1,260,000株を分母とし、小数点以下第３位を四捨五入しております。

３．潜在株式を含む所有株式数の多い順に上位10名を記載しております。

４．福岡広大氏は当社の代表取締役社長、那珂通雅氏、福岡広兵氏及び中森陽介氏は当社の取締役であります。福岡広兵氏は当社の代表取締役社長の二親等内の親族であります。

５．合同会社国生は当社代表取締役社長福岡広大氏が代表社員を務める資産管理会社であります。合同会社国生及びボードウォーク・キャピタル株式会社は、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社であります。
６．佐伯智洋氏は当社の元監査役であります。

（８）【議決権の状況】
①【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－		－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式1,200,000	12,000	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	1,200,000	－	－
総株主の議決権	－	12,000	－

②【自己株式等】
該当事項はありません。

（９）【ストックオプション制度の内容】
当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。
当該制度の内容は以下のとおりです。
第１回新株予約権（2025年８月29日臨時株主総会決議及び同日取締役会決議）

決議年月日	2025年８月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役　３名 使用人　10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、持続的な配当の実施を株主還元の基本と位置づけており、年１回の期末配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）につきましては、収益力の強化及び事業規模の拡大に向けた投資に充当するための内部留保を確保することとし、配当は行っておりません。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当社は、取締役会の決議によって毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4【株価の推移】

記載を省略しております。

5【役員の状況】

男性７名　女性－名　（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	社長	福岡　広大	1981年８月18日生	2000年４月　㈱加来文機入社 2005年12月　㈱タカダインホメックス（現 ㈱インフォメックス）入社 2014年12月　当社設立　代表取締役社長 2021年１月　合同会社国生設立　代表社員（現任） 2022年９月　代表取締役社長兼営業本部長 2026年８月　代表取締役社長（現任）	（注）３	（注）６	557,800
取締役	技術開発室長	中森　陽介	1988年11月11日生	2012年１月　㈱みなまち入社 2013年６月　㈱グランディング（現 ㈱一燈）入社 2014年12月　㈱一燈 取締役 2018年11月　当社入社 2021年５月　当社取締役（現任） 2024年９月　エンジニアリング事業本部長 2025年12月　技術開発室長（現任）	（注）３	（注）６	－
取締役	ＩＴ事業本部長	福岡　広兵	1988年12月14日生	2011年４月　㈱高田工業所入社 2017年12月　当社入社 2021年５月　当社取締役（現任） 2024年９月　ＤＸ事業本部長 2025年12月　ＩＴ事業本部長（現任）	（注）３	（注）６	－
取締役	管理統括管理本部長	原　英明	1968年１月10日生	1990年３月　安川情報システム㈱（現 ㈱YE DIGITAL）入社 2009年３月　同社 経理部長 2011年５月　㈱安川情報九州（現 ㈱YE DIGITAL Kyushu）監査役 2011年５月　㈱安川情報エンベデッド 監査役 2018年３月　㈱安川電機へ出向 経理部会計課担当課長 2022年３月　㈱安川電機へ転籍 技術管理部 技術計数管理課長 2023年12月　当社入社 管理本部経理統括 2025年７月　当社取締役 管理統括（現任） 2025年９月　管理本部長（現任）	（注）３	（注）６	－
取締役	－	那珂　通雅	1964年８月14日生	1989年４月　ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現 シティグループ証券㈱）入社 2004年12月　日興シティグループ証券㈱（現 シティグループ証券㈱）常務執行役員債券本部共同本部長 2008年６月　同社常務執行役員市場営業本部長 2009年10月　同社 取締役 2009年12月　同社 取締役副社長 2010年12月　ストームハーバー証券㈱設立 代表取締役社長 2011年３月　GLM㈱ 監査役 2014年７月　あすかアセットマネジメント㈱ 取締役 ㈱eWeLL 取締役 2014年９月　㈱アイスタイル 取締役（現任） 2014年10月　ストームハーバー証券㈱ 取締役会長 2014年11月　㈱ジーニー 取締役 2015年７月　プリベント少額短期保険㈱（現 ミカタ少額短期保険㈱） 取締役（現任） 2016年７月　ボードウォーク・キャピタル㈱設立 代表取締役社長（現任） 2017年６月　㈱アクセルレーター設立 代表取締役社長（現任） 2018年12月　ボードウォーク・トレーディング㈱ 取締役（現任） 2019年３月　㈱ビジョン 取締役（現任） 2020年５月　㈱ベクトル 取締役（現任） 2021年５月　当社 取締役（現任） 2022年10月　HRクラウド㈱ 取締役（現任）	（注）３	（注）６	12,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
監査役	－	浦川　晃司	1973年８月30日生	2000年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2006年７月　公認会計士登録 2024年10月　浦川公認会計士事務所開所　代表（現任） 柊コンサルティング合同会社設立 代表（現任） 2024年11月　さくらの樹公認会計士共同事務所開所 共同代表（現任） 2024年11月　当社 監査役（現任）	（注）４	（注）６	－
監査役	－	加茂野　秀一	1959年９月30日生	1984年４月　北九州市役所入職 2016年４月　北九州市産業経済局長 2019年４月　北九州市危機管理監 2019年６月　ハートランド平尾台㈱ 代表取締役 2025年６月　同社 取締役（現任） 2025年10月　当社 監査役（現任）	（注）４	（注）６	－
計							569,800

（注）１．取締役 那珂　通雅氏は、社外取締役であります。
２．監査役 浦川　晃司氏及び加茂野　秀一氏は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、2025年８月期に係る定時株主総会終結の時から、2027年８月期に係る定時株主総会終結の時であります。
４．監査役の任期は、2025年８月期に係る定時株主総会終結の時から、2029年８月期に係る定時株主総会終結の時であります。
５．取締役 福岡　広兵氏は代表取締役社長 福岡　広大氏の二親等内の親族であります。
６．2026年８月期における役員報酬の総額は23,000千円であり、取締役19,050千円（うち社外取締役1,350千円）、監査役3,950千円（全額社外監査役）であります。使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
７．所有株式数は普通株式の実質所有株式数であり、未行使の新株予約権に係る潜在株式数は含めておりません。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスを重視した経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置づけた上で、組織改革を継続的に実施しております。

また、当社は、経営責任を明確にする組織体制の構築と経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

② 会社の機関の内容

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。

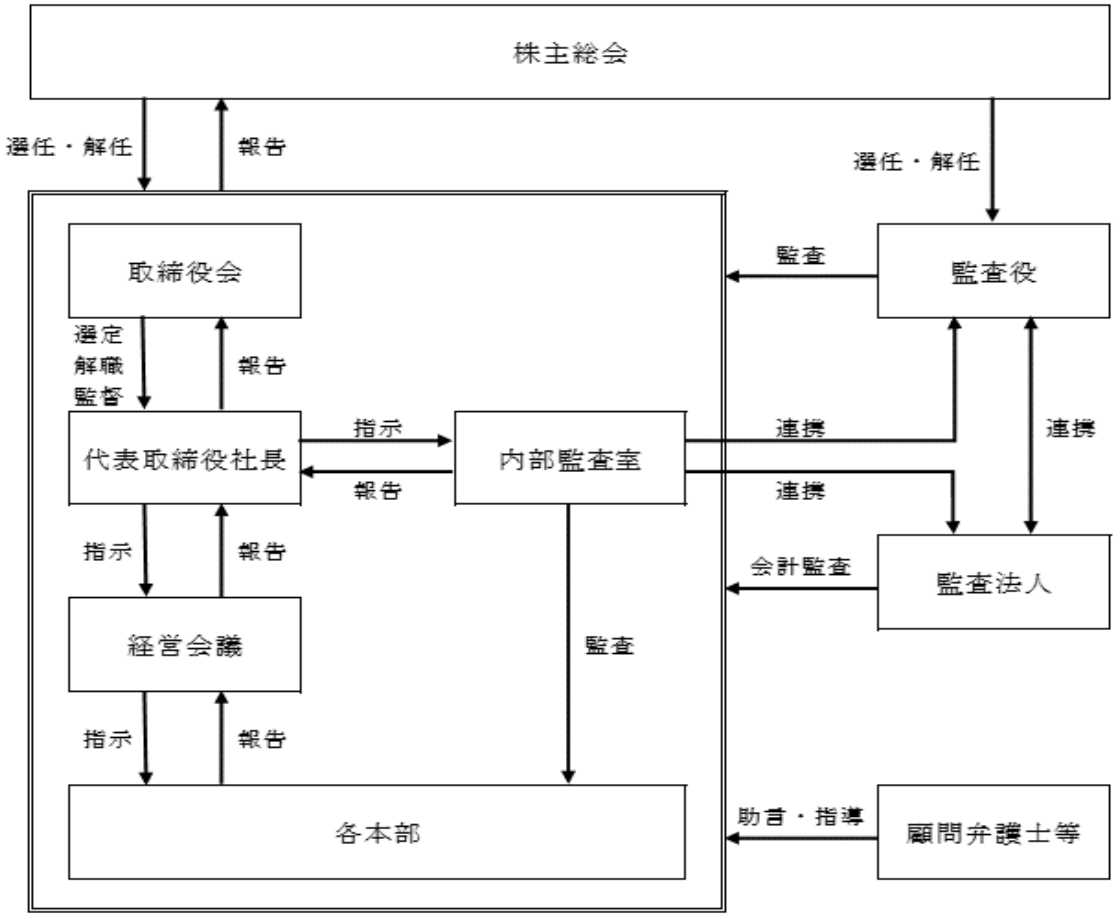

ａ．取締役会

当社の取締役会は、５名の取締役（うち社外取締役１名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を管理・監督しております。なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

当事業年度は14回開催しました。各取締役の出席状況は以下のとおりです。

役名	氏名	出席状況（出席率）
代表取締役社長	福岡　広大	14回／14回（100%）
取締役	中森　陽介	14回／14回（100%）
取締役	福岡　広兵	14回／14回（100%）
取締役	原　英明	14回／14回（100%）
取締役	那珂　通雅	14回／14回（100%）

（注）１．上記のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく書面決議が３回ありました。

b．監査役

当社は監査役設置会社制度を採用しており、社外監査役２名で構成されており、監査役の協議を行うことを目的に監査役協議会を設置しております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c．内部監査室

当社の内部統制及びその業務執行状況につきまして、代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置しております。本社以下全部署を対象とし、定期監査を行っております。監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、必要があれば改善事項の指摘・指導を行っております。

d．会計監査

当社は、如水監査法人と監査契約を締結し、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項及び証券会員制法人福岡証券取引所の同特例第127条第３項に基づく監査を受けております。2026年８月期の監査契約における指定社員は、公認会計士 廣島　武文氏及び村上 知子氏であります。当該監査業務に係る補助者は、公認会計士５名、会計士試験合格者１名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

a．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定める決定事項の審議・決定や報告事項の報告を通じて、取締役が法令及び定款その他社内規程に適合した職務執行を行うことを管理・監督しております。

「会議規程」及び「会議規程運用細則」に基づき常勤取締役及び関係部門責任者等で構成される経営会議を設置し、全社的なコンプライアンス活動の推進及び全社的な問題への対応を検討・決定しております。各本部長は各部門のコンプライアンス担当となり、部門内のコンプライアンス活動の推進及び問題への対応を図っております。

取締役及び従業員に対して、法令及び定款その他社内規程に適合した職務遂行がなされるように必要な研修を実施します。また、当社での重大な不祥事、事故が発生した場合には再発防止のために、速やかに研修を実施するとともに、社内電子掲示板などで啓蒙を図っております。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会、その他全社会議体の資料及び議事録、事業報告、計算書類、附属明細書及び監査報告書などの法令や定款で作成・保管が義務づけられているものや、決裁申請書などの会社の重要な意思決定、重要な職務執行に関するものについて、法令、定款及び文書管理規程に従い文書または電磁的媒体にて作成し、保存しております。

前記の文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法などを文書管理規程で定めるものとしております。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、輸出管理、知的財産権、災害などのリスクについては、それぞれの主管部署で必要があると認めるときには、規程の制定、研修の実施、マニュアルなどの作成・開示を行います。また、重大な損害を与えるおそれのある場合には、当該主管部署は速やかに代表取締役社長及び経営会議へ報告しております。

取締役及び従業員に対してリスク管理・対応のための必要な研修を実施しております。また、当社での重大な不祥事、事故が発生した、もしくは発生するおそれがある場合には速やかに再発防止もしくは予防のための研修を実施するとともに、社内電子掲示板などで啓蒙を図っております。

大規模な事故、災害、不祥事などが発生した場合は、代表取締役社長を対策本部長とし、各本部長と必要な人員で構成される危機管理対策本部を設置するなど危機対応のための組織を整備しております。また、事前に危機対応マニュアルを整備し、危機発生時に迅速な対応を図っております。

財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進しております。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営会議において、月次の予算・実績管理及び経営、事業における重要事項について多面的かつ組織横断的に検討・決定しております。

取締役会において、法令・定款に定める事項その他経営に関する重要事項について審議・決定し、取締役の職務執行が効率的に行われていることを管理・監督しております。

ｅ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、管理本部の従業員に監査業務に必要な事項を依頼することができます。

監査役により監査業務に必要な依頼を受けた従業員はその依頼に関して、取締役、部門長などの指揮命令や不当な制約を受けないものとしております。

ｆ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び従業員は当社の監査役に対して、取締役会、経営会議その他主要社内会議などを通じて、毎月の経営状況、内部統制システムの構築・運用状況、内部統制に関わる部門の活動状況、重要書類の内容、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項、リスク管理に関する重要事項などの報告を行っております。

監査役への個別の説明などが必要な場合は、代表取締役社長、取締役及び従業員から内容報告、もしくは監査役から代表取締役社長、取締役及び従業員へ内容を聴取できる体制を構築しております。

ｇ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間で、定期的に、情報及び意見交換を行い、監査役監査の環境整備に努めております。

監査役の職務の執行について生じる費用または債務については、請求により会社は速やかに支払いまたは処理を行っております。

ｈ．反社会的勢力を排除するための体制

公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求などを一切排除しております。

取締役及び使用人に反社会的勢力との関係遮断を周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案発生時には速やかに担当部署へ報告・相談し、関係行政機関や法律専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築しております。

④ 内部監査及び監査役の状況

ａ．内部監査

当社の内部監査体制は、内部監査室担当者１名で構成される内部監査室により、本社以下全部署の内部監査を実施しております。

年度監査計画に基づき、業務活動が社内諸規程・マニュアルに準じて運営されているか、関係法令の遵守が適正に行われているか等を監査しております。監査結果は代表取締役社長及び取締役会が指定する決議体に報告し、改善事項については改善状況を確認しております。

ｂ．監査役監査

当社の監査役監査は、社外監査役２名で、監査役協議会を構成し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を実施しております。監査役のうち１名は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役は、全体会議をはじめとした各会議に出席しているほか、各拠点の往査を実施しており、有用性のある監査に努めております。当事業年度の取締役会への出席状況は、浦川　晃司氏が14回中14回、加茂野　秀一氏が就任後開催の13回中12回であります。

なお、監査役と内部監査室及び監査法人は、相互に連絡を取り合って情報交換し、課題・改善事項について共有し、より有用な監査を行うべく、連携を図っております。

⑤ リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、内部統制システムの整備状況において記載したもののほか、リスクの発生を可能な限り防止するため、重要事項についての適法性等に関しては弁護士や社会保険労務士等の複数の専門家から法令上や経営判断上必要なアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は１名であり、社外取締役 那珂　通雅氏は、当社株式を保有しております。また、同氏の重要な兼職先であるボードウォーク・キャピタル株式会社は、当社株式を保有しております。これらを除

き、同氏及び同氏の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社の社外監査役は２名であり、社外監査役 浦川　晃司氏及び加茂野　秀一氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

⑦ 役員の報酬等

当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別総額（千円）		対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	賞与	
取締役（社外取締役を除く）	17,700	17,700	－	4
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－
社外役員	5,300	5,300	－	3
計	23,000	23,000	－	7

（注）１．取締役の報酬等には、使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2025年11月27日開催の第11期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。

３．監査役の報酬限度額は、2025年11月27日開催の第11期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は７名以内、監査役は３名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得に関する事項

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年２月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額

としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につき、善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

⑮ 株式の保有状況
該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】
①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,900	－

②【その他重要な報酬の内容】
該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】
該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】
監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、当社の規模、業務の特性、監査時間等を考慮し、当社と監査法人との協議により決定しております。

第６【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項及び証券会員制法人福岡証券取引所の同施行規則第110条第６項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第３項の規定に基づき、当事業年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）の財務諸表について、如水監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）		当事業年度 （2026年８月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		48,901		79,458
売掛金		164,673		318,517
仕掛品	※１	20,099		271,894
原材料及び貯蔵品		169		58,858
前渡金		143,000		11,000
前払費用		3,069		5,450
その他		15,530		47,873
貸倒引当金		△742		△1,779
流動資産合計		394,701		791,275
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）		3,486		2,470
工具、器具及び備品（純額）		1,241		1,723
有形固定資産合計	※２	4,728	※２	4,194
無形固定資産				
のれん		－		113,628
ソフトウエア		18,076		14,139
ソフトウエア仮勘定		590		11,639
無形固定資産合計		18,667		139,408
投資その他の資産				
出資金		2,600		2,600
長期前払費用		4,432		3,840
繰延税金資産		17,720		11,890
その他		749		9,252
投資その他の資産合計		25,502		27,584
固定資産合計		48,897		171,186
資産合計		443,599		962,462

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	114,315	558,310
短期借入金	－	20,000
1年内返済予定の長期借入金	26,850	26,704
未払金	36,455	32,691
未払費用	2,665	2,886
未払法人税等	19,849	81
前受金	7,283	26,403
預り金	1,611	5,783
賞与引当金	11,400	11,000
製品保証引当金	390	－
役員賞与引当金	1,650	－
受注損失引当金	9,822	－
その他	15,234	4,434
流動負債合計	247,527	688,294
固定負債		
長期借入金	105,766	98,561
長期前受金	－	73,739
資産除去債務	240	265
固定負債合計	106,006	172,566
負債合計	353,534	860,860
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	80,064	91,601
利益剰余金合計	80,064	91,601
株主資本合計	90,064	101,601
純資産合計	90,064	101,601
負債純資産合計	443,599	962,462

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）		当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	
売上高	※１	819,736	※１	1,346,923
売上原価		627,979		1,104,091
売上総利益		191,756		242,832
販売費及び一般管理費	※２	139,947	※２	217,320
営業利益		51,809		25,512
営業外収益				
受取利息		172		302
補助金収入		1,900		－
その他		63		－
営業外収益合計		2,136		302
営業外費用				
支払利息		1,628		2,247
支払保証料		326		424
株式公開費用		－		5,500
その他		138		101
営業外費用合計		2,093		8,274
経常利益		51,851		17,540
特別損失				
減損損失	※３	1,035		－
特別損失合計		1,035		－
税引前当期純利益		50,816		17,540
法人税、住民税及び事業税		20,468		174
法人税等調整額		△7,556		5,829
法人税等合計		12,912		6,003
当期純利益		37,903		11,536

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日） 金額（千円）	構成比 （％）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日） 金額（千円）	構成比 （％）
Ⅰ　材料費		116,551	18.1	668,824	49.3
Ⅱ　労務費		132,850	20.6	180,855	13.3
Ⅲ　経費	※	395,444	61.3	506,206	37.4
当期総製造費用		644,846	100.0	1,355,886	100.0
期首仕掛品棚卸高		3,232		20,099	
合計		648,079		1,375,986	
期末仕掛品棚卸高		20,099		271,894	
売上原価		627,979		1,104,091	

原価計算の方法

個別原価計算を採用しております。

※　経費のうち主なものは次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
外注費	308,785千円	433,724千円
賃借料	22,969	24,305
システム利用料	21,954	26,484
受注損失引当金繰入額	9,822	△9,822
減価償却費	6,077	5,734

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	42,161	42,161	52,161	52,161
当期変動額					
当期純利益		37,903	37,903	37,903	37,903
当期変動額合計	－	37,903	37,903	37,903	37,903
当期末残高	10,000	80,064	80,064	90,064	90,064

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	80,064	80,064	90,064	90,064
当期変動額					
当期純利益		11,536	11,536	11,536	11,536
当期変動額合計	－	11,536	11,536	11,536	11,536
当期末残高	10,000	91,601	91,601	101,601	101,601

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	50,816	17,540
減価償却費	6,790	6,654
のれん償却費	－	28,407
減損損失	1,035	－
受取利息及び受取配当金	△172	△302
補助金収入	△1,900	－
支払利息	1,628	2,247
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1,493	1,037
賞与引当金の増減額（△は減少）	6,600	△400
受注損失引当金の増減額（△は減少）	9,822	△9,822
製品保証引当金の増減額（△は減少）	△900	△390
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△350	△1,650
売上債権の増減額（△は増加）	207,860	△153,844
棚卸資産の増減額（△は増加）	△17,036	△310,485
仕入債務の増減額（△は減少）	△231,460	443,994
前受金の増減額（△は減少）	7,154	92,859
その他	△2,824	△37,196
小計	35,570	78,649
利息及び配当金の受取額	172	302
利息の支払額	△1,672	△2,322
補助金の受取額	1,900	－
法人税等の支払額	△720	△30,141
法人税等の還付額	7,139	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	42,389	46,488
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△132	△1,218
無形固定資産の取得による支出	△1,734	△12,014
事業譲受による支出	△138,830	△10,000
出資金の払込による支出	△2,590	－
敷金及び保証金の差入による支出	－	△5,047
敷金及び保証金の回収による収入	－	300
その他	△449	△599
投資活動によるキャッシュ・フロー	△143,735	△28,580
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	－	20,000
長期借入れによる収入	50,000	20,000
長期借入金の返済による支出	△29,766	△27,351
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,234	12,649
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△81,112	30,556
現金及び現金同等物の期首残高	130,014	48,901
現金及び現金同等物の期末残高	※ 48,901	※ 79,458

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵ 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　４～15年

工具、器具及び備品　４～５年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

⑶ 製品保証引当金

製品販売後または受託開発プログラム引渡後の無償修理費用の支出に備えるため、売上等に対する過去の実績率を基礎とした見積額を計上しております。

⑷ 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに備えるため、決算日における役員への賞与の支給見込額を計上しております。

⑸ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる契約について、損失見込額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

顧客との契約については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足したものと判断し財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社が行う事業には、顧客との契約に基づき識別した履行義務として、受注制作のソフトウエア開発、サービス等の役務提供、情報機器等の販売などが含まれており、それぞれ下記の時点で履行義務を充足したものと判断し、収益を認識しております。

なお、履行義務の対価につきましては、顧客との契約に基づき履行義務を完全に充足してから概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（受注制作のソフトウエア開発）

主な受注制作のソフトウエア開発は、顧客からの個々の要求に応じシステムの要件定義、設計、開発及び運用テスト等を実施するものであり、これにより生じた資産は開発が進むにつれて顧客に支配が移

転しているものと考えられることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、見積総原価に対する当事業年度末までの実際発生原価の割合に基づいて行っております。

(サービス等の役務提供)

サービス等の役務提供は、一定期間にわたりサービスが提供されるにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(情報機器等の販売)

情報機器等の販売は、顧客への商品の引き渡しが完了し、検収を受けた時点で支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

契約の中にソフトウエア開発・保守サービスなど複数の財又はサービスの提供が含まれており、契約の対価を配分する必要がある場合には、各履行義務についての独立販売価格を見積り、取引価格を配分しております。

５．のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法により償却しております。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産	17,720千円	11,890千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異については、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会)
・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産

に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「前受金の増減額（△は減少）」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた4,330千円は、「前受金の増減額（△は減少）」7,154千円、「その他」△2,824千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※１　損失が見込まれる契約に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる契約に係る棚卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
仕掛品	12,622千円	－千円
計	12,622	－

※２　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	7,340千円	9,092千円

(損益計算書関係)

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度８%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度92%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
給与手当	36,660千円	45,343千円
支払報酬料	26,378	62,161
役員報酬	18,150	23,000
賞与引当金繰入額	4,955	2,131
役員賞与引当金繰入額	1,650	－
のれん償却費	－	28,407
貸倒引当金繰入額	1,493	1,037

※３　減損損失

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失額
事務所	建物	北九州市小倉北区	1,035千円

(2)減損損失の認識に至った経緯

2025年７月17日開催の取締役会において、本社を新所在地へ移転することを正式に決議したことにより、本社に係る固定資産については、今後の使用予定がなくなり遊休資産となったため、回収可能価額を見積もった結果、帳簿価額の回収が見込めないと判断し、減損損失を計上しております。

(3)減損損失の内訳

建物　　1,035千円

(4)資産のグルーピングの方法

遊休資産を単一の資産グループとして識別しております。

(5)　回収可能価額の算定方法

将来キャッシュ・フローが見込めないことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2024年９月１日　至2025年８月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	400,000	－	－	400,000
合計	400,000	－	－	400,000

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年９月１日　至2026年８月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	400,000	800,000	－	1,200,000
合計	400,000	800,000	－	1,200,000

（注）2025年11月28日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自2024年９月１日 至2025年８月31日）	当事業年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
現金及び預金勘定	48,901千円	79,458千円
現金及び現金同等物	48,901	79,458

（リース取引関係）

前事業年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金の調達に関しましては、主に銀行等金融機関からの借入や自己資金等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。債務である買掛金、未払費用、未払金は、その全てが１年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資資金に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後９年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握し、リスク低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、該当部署が適時に資金繰り状況を確認することで、資金需要の把握を行っております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末における売掛金残高のうち、株式会社YE DIGITAL Kyushuに対する売掛金が62.9%を占めております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	132,616	127,814	△4,801
負債計	132,616	127,814	△4,801

※　「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当事業年度（2026年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	125,265	116,887	△8,377
負債計	125,265	116,887	△8,377

※　「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	48,901	－	－	－
売掛金	164,673	－	－	－
合計	213,575	－	－	－

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	79,458	－	－	－
売掛金	318,517	－	－	－
合計	397,976	－	－	－

（注）２．長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	26,850	22,696	19,822	12,808	11,322	39,118
合計	26,850	22,696	19,822	12,808	11,322	39,118

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	26,704	23,830	16,816	14,676	12,645	30,594
合計	26,704	23,830	16,816	14,676	12,645	30,594

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年８月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	－	127,814	－	127,814
負債計	－	127,814	－	127,814

当事業年度（2026年８月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	－	116,887	－	116,887
負債計	－	116,887	－	116,887

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（１年以内返済予定を含む）

長期借入金（１年以内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自2024年９月１日　至2025年８月31日）

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自2025年９月１日　至2026年８月31日）

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役　３名 使用人　10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　60,000株
付与日	2025年８月31日
権利確定条件	①新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2027年8月30日から2035年8月29日まで

（注）　2025年11月13日開催の取締役会決議により、2025年11月28日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。上記の株式数は、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年８月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権
権利確定前 （株）	
前事業年度末	60,000
付与	－
失効	－
権利確定	－
未確定残	60,000
権利確定後 （株）	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

② 単価情報

	第１回新株予約権
権利行使価格（注） （円）	60
行使時平均株価 （円）	－
付与日における公正な評価単価 （円）	－

（注） 2025年11月28日付の株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定し、ストック・オプションの数及び権利行使価格を記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第１回新株予約権

当事業年度において、新たに付与したストック・オプション及び条件変更により公正な評価単価を変更したストック・オプションはありません。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

56,400千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	2,042千円	－千円
敷金	34	－
一括償却資産	30	103
減損損失	328	－
賞与引当金	3,901	3,856
賞与引当金に係る社会保険料	608	601
役員賞与引当金	564	－
製品保証引当金	133	－
受注損失引当金	3,361	－
資産除去債務	39	71
貸倒損失	6,675	4,622
税務上の繰越欠損金	－	3,702
繰延税金資産合計	17,720	12,958
繰延税金負債		
未収還付事業税	－	△1,067
繰延税金負債合計	－	△1,067
繰延税金資産（負債）の純額	17,720	11,890

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
法定実効税率	34.22%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01	
住民税均等割	0.32	
賃上げ促進税制による税額控除	△5.81	
中小法人等の軽減税率	△1.83	
その他	△1.50	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.41	

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

（事業の譲受）

当社は、2025年８月21日開催の取締役会において、株式会社ネクストコミュニケーションからＥＣ運営事業・ファンクラブ事務局運営事業・イベント会場シリアルコード予約システム事業の譲受を決議し、2025年８月29日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

１．事業譲受の概要

(1) 相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称

株式会社ネクストコミュニケーション

譲受事業の内容

ＥＣ運営事業・ファンクラブ事務局運営事業・イベント会場シリアルコード予約システム事業

(2) 事業譲受を行った主な理由

エンターテインメント領域における既存事業とのシナジー創出、新規顧客基盤の獲得、安定収益の

確保を目的とし、本事業の譲受について事業譲渡契約を締結することとなりました。

(3) 事業譲受日

2025年９月１日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 事業譲受後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社は現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

２．財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年９月１日から2026年８月31日まで

３．事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価　現金　130,000千円

取得原価　　130,000千円

４．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　12,035千円

５．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

142,035千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

５年間の定額法

６．事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

該当事項はありません。

７．事業譲受が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該事業譲受は当事業年度の期首に完了しているため、該当事項はありません。

８．条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

(1) 条件付取得対価の内容

事業譲渡契約において、2025年９月１日から３年以内に終了する各事業年度における譲受事業の売上総利益が一定水準を超えた場合、条件付取得対価（アーンアウト対価）を追加で支払うこととしております。また、2025年９月１日から２年以内に終了する各事業年度における譲受事業の売上高又は売上総利益が一定水準を下回った場合、取得の対価を減額する条項を定めております。

(2) 今後の会計処理方針

条件付取得対価の交付又は返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、取得時に支払ったものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、情報サービス事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
受注制作のソフトウェア開発	31,314千円	85,083千円
サービス等の役務提供	621,235	856,911
情報機器等の販売	167,185	404,928
顧客との契約から生じる収益	819,736	1,346,923
外部顧客への売上高	819,736	1,346,923

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項「（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度 （2025年８月31日）		当事業年度 （2026年８月31日）	
	期首残高 （千円）	期末残高 （千円）	期首残高 （千円）	期末残高 （千円）
顧客との契約から生じた債権	372,534	164,673	164,673	318,517
契約負債	129	7,283	7,283	100,142

契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものであり、収益認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、インフラ事業部門における機器保守に関するもの等であり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
１年以内	33,493千円	64,789千円
１年超	116,411	177,261
合計	149,904	242,051

（棚卸資産関係）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社は、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
テックユニオン株式会社	189,737
北九州市	141,143
株式会社ドーワテクノス	103,473

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社は、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社YE DIGITAL Kyushu	407,175

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

当社は、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

当社は、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	福岡　広大	－	－	当社 代表取締役社長	（被所有） 直接 46.5 間接 45.0	債務被保証	当社の銀行借入に対する債務被保証（注）	51,982	－	－

（注）　当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長福岡　広大より債務保証を受けております。取引金額については、期末借入金残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。当該債務保証契約は2026年４月３日時点で全て解除されております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自2024年９月１日 至2025年８月31日）	当事業年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
１株当たり純資産額	75.05円	84.67円
１株当たり当期純利益	31.59円	9.61円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	－	9.18円

（注）１．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２．当社は、2025年11月13日開催の取締役会決議により、2025年11月28日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。

３．当社は、2026年４月24日に東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しております。当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

４．１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりです。

	前事業年度 （自2024年９月１日 至2025年８月31日）	当事業年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
１株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	37,903	11,536
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	37,903	11,536
普通株式の期中平均株式数（株）	1,200,000	1,200,000
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
当期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	－	56,400
（うち新株予約権（株））	（－）	（56,400）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権１種類（新株予約権の数20,000個、目的となる株式数60,000株）。 なお、新株予約権の概要は「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	－

（重要な後発事象）

（取得による企業結合）

当社は、2026年８月28日付の取締役会決議に基づき、同年８月31日付で株式会社Village AIとの間でデータ分析事業に係る事業譲渡契約を締結し、同年９月１日付で当該事業を譲り受けました。

１．事業譲受の概要

(1) 相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称

株式会社Village AI

譲受事業の内容

データ分析事業

(2) 事業譲受を行った主な理由

生成ＡＩ及びデータ活用領域における技術者の確保、外部委託業務の内製化による収益性の改善並びに当該領域における新規案件の創出を目的としております。

(3) 事業譲受日

2026年９月１日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 事業譲受後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

２．事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	10,000千円
取得原価		10,000千円

３．主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用　1,110千円

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

５．事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

該当事項はありません。

（取得による企業結合）

当社は、2026年11月26日開催の取締役会において、株式会社ブーム・メディア・コミュニケーションズの全株式を取得すること（以下、「本株式取得」という。）を決議し、2026年11月26日付で株式譲渡契約を締結しました。

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　株式会社ブーム・メディア・コミュニケーションズ

事業の内容　カフェプロモーションを中心とした、体験型プロモーションの企画・制作・運営等

(2) 企業結合を行う主な理由

当社のカスタマーサクセス基盤に、同社のIP・体験型プロモーション機能を掛け合わせることで、既存顧客への提案余地を広げつつ、収益化済みの店舗/IP事業を取り込み、さらなる増収を目指すためであります。

(3) 企業結合日
株式取得日　　2026年12月1日

(4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称
名称に変更はありません。

(6) 取得する議決権比率
取得前の議決権比率 －%
取得後の議決権比率 100%

2．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価　現金　100,000千円
取得原価　　100,000千円
(注)　当該取得価額に加えて、被取得企業の主要契約の更新等、一定の条件を満たした場合に、条件付取得対価（アーンアウト対価）を追加で支払う旨を定めております。

3．主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　20,000千円（概算額）

4．発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

5．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

（資金の借入れ）
当社は、2026年11月26日開催の取締役会において、株式会社ブーム・メディア・コミュニケーションズの株式取得資金に充当するため、資金の借入れを行うことを決議いたしました。

(1) 借入先
株式会社福岡銀行、株式会社北九州銀行及び株式会社西日本シティ銀行（予定）
(2) 借入金額
150百万円（予定）
(3) 借入形態
証書貸付（予定）
(4) 借入実行日
2026年12月１日（予定）
(5) 借入期間
５年（予定）
(6) 担保・保証の有無
無（予定）

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	5,003	－	－	5,003	2,533	1,015	2,470
工具、器具及び備品	7,064	1,218	－	8,283	6,559	736	1,723
有形固定資産計	12,068	1,218	－	13,286	9,092	1,752	4,194
無形固定資産							
のれん	－	142,035	－	142,035	28,407	28,407	113,628
ソフトウエア	24,188	965	－	25,154	11,014	4,902	14,139
ソフトウエア仮勘定	590	12,014	965	11,639	－	－	11,639
無形固定資産計	24,779	155,015	965	178,829	39,421	33,309	139,408

（注）のれんの当期増加額は、株式会社ネクストコミュニケーションからの事業譲受によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	－	20,000	1.86	－
１年以内に返済予定の長期借入金	26,850	26,704	1.48	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	105,766	98,561	1.59	2028年７月 ～2035年２月
合計	132,616	145,265	－	－

（注）１．平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	23,830	16,816	14,676	12,645

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	742	1,037	－	－	1,779
賞与引当金	11,400	11,000	11,400	－	11,000
製品保証引当金	390	－	－	390	－
役員賞与引当金	1,650	－	1,650	－	－
受注損失引当金	9,822	－	9,716	105	－

（注）１．製品保証引当金の「当期減少額（その他）」は、引当率の見直しに伴う戻入額であります。
２．受注損失引当金の「当期減少額（その他）」は、実際の損失額との差額の戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第125条の２の規定により記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	－
預金	
普通預金	79,458
小計	79,458
合計	79,458

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社YE DIGITAL Kyushu	200,206
株式会社ローソンエンタテインメント	25,763
株式会社ネクストコミュニケーション	18,366
株式会社オフショアカンパニー	15,752
北九州市	8,526
その他	49,902
合計	318,517

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円） (A)	当期発生高 （千円） (B)	当期回収高 （千円） (C)	当期末残高 （千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
164,673	1,503,722	1,349,878	318,517	80.9	59

ハ．仕掛品

品目	金額（千円）
受託開発・業務支援等	271,894
合計	271,894

ニ．原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
原材料	58,457
貯蔵品	401
合計	58,858

ホ．前渡金

相手先	金額（千円）
株式会社Village AI	11,000
合計	11,000

② 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ドーワテクノス	486,746
株式会社ネクストコミュニケーション	41,053
株式会社Stech&Co.	6,167
株式会社Village AI	3,300
株式会社Branding Engineer	2,469
その他	18,573
合計	558,310

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
従業員給与	18,637
九州カード株式会社	3,028
日本年金機構	2,738
株式会社北九州輸入促進センター	1,677
アメリカン・エキスプレス・インターナショナル，Inc.	1,588
その他	5,020
合計	32,691

ハ．前受金

相手先	金額（千円）
株式会社ドーワテクノス	24,579
株式会社クレディセゾン	1,500
その他	323
合計	26,403

ニ．長期前受金

相手先	金額（千円）
株式会社ドーワテクノス	73,739
合計	73,739

（3）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３か月以内
基準日	８月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日 毎年８月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１	
取扱場所	－
株主名簿管理人	－
取次所	－
名義書換手数料	－
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	－
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額（注）２
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL:https://houyou.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社株式は、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式であるため、株式の名義書換えに係る事項は該当ありません。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社の株式取扱規程に基づきます。

３．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月27日

寶結株式会社
　取締役会　御中

如水監査法人
福岡県福岡市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　廣田武文

指定社員
業務執行社員　公認会計士　村上知子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている寶結株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寶結株式会社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が

必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2026年11月27日

寶結株式会社
　取締役会　御中

如水監査法人
福岡県福岡市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　廣田武文

指定社員
業務執行社員　公認会計士　村上知子

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている寶結株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寶結株式会社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が

必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上